

研 究 報 告

第 13 集

(通算 第31集)

講演記録

石 川 千 明	2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会 『ネット社会と子供の人権 ～スマートフォン・インターネットに潜む危険～』……………	1
吉 田 容 子	2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 講演会 『ハラスメントの防止及び被害回復のために 大学がなすべきこと』……………	21
中里見 博	2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研修・交流会 『性の売買と人権』……………	51

活動記録

2017年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告……………	55
2017年度役員名簿……………	71
資 料 ……………	77

奈良県大学人権教育研究協議会

2018年7月

2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会

2017年5月13日（土）
奈良大学 本部棟4階 大会議室

プロフィール

石川 千明（いしかわ ちあき）

一般社団法人ソーシャルメディア研究会チーフ研究員。

その他、京都府警ネット安心アドバイザーやNPO法人奈良地域の学び推進機構理事を兼任。

長年、ゲームやWEBの企画・開発をしながら子育て支援や学校支援を行ってこられたご経験を活かして、母親目線でのネットトラブルの現状と対策を分かりやすく解説するなど、情報モラルに関する講演会を幅広い業種・業態に対して実施し活躍しておられる。

ネット社会と子供の人権

～スマートフォン・インターネットに潜む危険～

石 川 千 明

司会：

ただ今より、2017年度の記念講演会を開催致します。奈良県大学人権教育研究協議会の記念講演会ということで、奈良県下の15の大学・短大の方にお越し頂いております。

本日は、京都府警ネット安心アドバイザーのリーダーであり、NPO 法人奈良地域の学び推進機構の理事でもいらっしゃる、一般社団法人ソーシャルメディア研究会チーフ研究員の石川千明先生に、『ネット社会と子供の人権～スマートフォン・インターネットに潜む危険～』というタイトルで、ご講演をして頂きます。

石川先生の略歴をご紹介します。石川先生は1966年生まれ、大阪府のご出身です。先ほどもご紹介しましたが、一般社団法人ソーシャルメディア研究会のチーフ研究員であり、京都府警のネット安心アドバイザーのリーダー、そして NPO 法人奈良地域の学び推進機構の理事もされています。

現在は、情報モラルに関する講演会等を教育機関や行政など、幅広い業種・業態において実施されていますが、元はゲーム開

発をされていたということで、先ほどもちょっとお話を伺ったんですけれども、カプコンの方で実際に有名なタイトルのゲームの開発もされ、ゲームやアプリを作る側の視点もお持ちでいらっしゃるということです。

WEB の企画に17年、子育て支援に16年、学校支援のほか母親目線からわかりやすくネットトラブルの現状と対策を解説され、ご活躍されています。

それでは、石川先生、早速ですがよろしくお願い致します。

石川：

はい、皆さんこんにちは。先ほどもちょっとご案内したんですけれども、今日はいろいろ話し合いながら進めていきたいと思っていますので、2人か3人ぐらいでグループになって頂きたいなと。ちょっと前後ろで顔を見合わせて頂いて、お話ができる人を見つけておいてください。

今日は、私がこの話をする時によく言われるのが、「ネットの話やデジタルの話って難しいな～」と…横文字が多いんですね、

なかなかわかりにくいことが多いかなと思いますので、わからない時は相談して頂いていいです。今のグループで「今の話どういう意味?」とか、わからなかったら手を挙げて聞いて頂いていいですし、人数が少ないのでいろいろなお話をざっくばらんにできたらいいかなと思っています。雑談OKです、よろしくお願いします。

今日はタイトルを『ネット社会と子供の人権』に変えているのは、当初『大学生の人権』という話で頂いていたんですけど、現状の大学の話というだけではなく、やっぱり子供全体の話聞いて頂きたいなと思って、ちょっとタイトルを変えてしまいました、すみません。「子供の人権」ということで、大学生を含め、今子供達がどんなことで困っているのか、どんなことに私達大人が気付いて何をしてあげればいいのかということを、一緒に1時間ぐらい考えていけたらいいなと、皆さんにとって良い時間になるよう頑張りますので、よろしくお願い致します。

最初に自己紹介をします。名前は石川千明です。奈良県在住の50歳です。前はカプコンという会社で、ゲームプランナーの仕事をしていました。こんなゲームを作っている会社です。『ストリートファイター』とか『モンスターハンター』とか『バイオハザード』、『ロックマン』とか、そんなゲームを作っている会社にいました。

私はゲームセンターのゲームを主に作っ

ていたんですけども、クイズゲームとか、いろいろ作らせてもらいました。今もゲームが大好きで、なかなかゲームがやめられなくて、子供達に「ゲームをやめろ」とは言えない訳ですね、自分もやっているのにな。でも、「ゲームと上手に付き合っていないと、人生を失ってしまうこともあるんだよね」という話も子供達とよくしています。

こういう画面を出すと、子供達特に中高生ですね、「何かおばちゃんに来て喋ってるわ」とよそを向いていた子がパッとこっちを向いてくれるので、つかみはOKなんですけどね。

子供を産んでから、生駒市と協働で子育て支援を始めました。今16年目になります。子育てサークルのリーダー育成の会をやっています。リーダーを育成していかないと、子育てサークルってすぐ潰れてしまうので、その支援をしています。

今一番気に入ってやっているのが、生駒市の駅前にベルテラスという所があるんですけれども、そこのちょっとした広場で子供と一緒にプラレールで自由に遊んでもらうプラレール広場の催しをしています。これは、今日来て頂いている帝塚山大学の荒木先生達と一緒にやっているんですけども、大学生にもボランティアスタッフをしてもらっていて官民学協働でやっています。

この広場にベビーカーを引いてくるお母

さんがスマートフォンを見ながら来たりとか、「危ないよ！」と、ふと見るとベビーカーに乗っている赤ちゃんがスマホで動画を見てたりするんですよ。ベビーカーに備え付けのタブレットホルダーも発売されているんです。そこまで見せないといけないのかな？と思うんですけども、こういう時代が今来っていて、「ダメだよ！」と言うのは簡単なんだけれども、じゃあどうやって上手に使っていくのか？と考えていかなきゃいけない時代が来たんだな、ということがお母さん達からも見え隠れする訳ですね。官民学協働で春と秋の2期間やっているんですけど、今度は5月25日と6月4日にやります。帝塚山大学の学生達も来てくれるそうなので、また良かったら遊びに来てください。

一般社団法人ソーシャルメディア研究会というは兵庫県立大学環境人間学部の中にある竹内研究室の別称です。こちらで竹内和雄先生と一緒に教材を共同開発したり、子供達とスマートフォンのことについて研究しています。

もう1つが京都府警察ネット安心アドバイザー、これは京都府警察のサイバー犯罪対策課で、一般市民の方と一緒に子供達の情報モラル教育をさせてもらっています。

私自身の子供は高校2年生の男子が1名と夫が約1名ということで、3人家族で頑張っています。

私が今の情報モラルの授業を始めたのは、2011年に学校支援で県内の小学校の先生方にPower PointやWordを教えていたのですが、その時に小学校の先生から「子供達にインターネットの使い方を教えて。クリック詐欺とかチェーンメールとかがめっちゃ多いねん」という話からスタートしました。

たった6年前なんですけれども、この当時はスマートフォンというものがまだ全然出てきていませんでした、PCで使うインターネットということです。2010年に学習指導要領の改正があって、「情報モラル教育」が学校に入ってきました。今2017年になって、その時高校1年生だった子達が大学4年生になっています。この時、教科書の改正時には、まだスマートフォンは一切入っておりません。だから、子供達自身は、今の大学生でも、スマートフォンについての情報モラル教育がほぼされていないのが現状ということで、わかっていないのは高校生も大学生もほとんど変わらないという状況です。

熱心な学校やトラブルの多い学校は、例えば外部の講師を呼んで教えるとかはされているんですけども、こういうスマートフォンを使った情報モラル教育というのは、これからがスタートと思っています。

2013年にはスマホ利用の低年齢化が一気に加速し、問題は深刻化してきました。「バ

カッター問題」が大きくニュースで報じられた年です。この年を境に、皆さんがご存知の LINE ですね、LINE は2011年 6 月にリリースされたアプリです。東日本大震災の直後です。その 2 年ぐらいの間に、子どもたちの間で普及し、LINE いじめが大きくニュースで報じられたのも2013年です。この年を境に、私は情報モラル教育に専念しました。

そして現在、学年別のスマートフォン所持率を「OSAKA スマホサミット」で2016 年大阪全域の 3 万 9 千人子供達を対象に調べました。

(参考資料) <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23164/00221203/H28ankekekka.pptx>

「自分のスマートフォンを持っているよ」という子供が 3 年生から下でも 20% ぐらい、多い学校でも大体 30% ぐらいまで来ております。私が行った学校ですけれども 30% ぐらい、高学年になると半数ぐらい、50% を超えている学校もあります。この表では低く出ていますけれども、6 年生だと 5 割ぐらいの学校もある。

中学校に至っては、大阪全域なんですけれども 3 年生で 74% の所持率になっています。高校に至っては 93% とか。「うちは最後の 1 人になっても持たせへん！」という頑固なおうち以外はほとんど持っているような、こういう状況が今高校生です。

では、持っている子供は少ないけれども、

普段ネット接続しているのはどれぐらいですか？というと、小学校低学年ぐらいから半数は超えていると。何がここに要因しているかと言うと、3DS 等のゲーム機ですね。ゲーム機はほとんどインターネットに繋がりますので、毎日のようにインターネットを使っているのが今の小学生ということになります。中学生・高校生はタブレット、スマホでほとんどの子供が使っているのが現状ということです。

スマートフォンやゲーム機を使っている時間は 4 時間以内の子供がグレーです。4 時間以上の子が黒の所ですね。4 時間以上使っている子が非常に多いのが、特徴として出てきます。

4 時間以上使っている子の特徴としては、「イライラする」とか「勉強に自信がない」とか、「常に人の行動が気になる」とか、あと「トラブルに遭った経験がある」とか「課金経験がある」とか、そういうのが長時間利用に伴って上がっていきます。

※以下資料：https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h28/h28_community_shiryou.pdfではここで皆さんと、1 つ目のクイズをやっていきしたいと思います。コミュニティサイト、人同士が繋がるサイトのことを「SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)」と呼んでいます。28 年度、SNS で児童が被害、「福祉犯罪」に遭っていた件数が 1,736 件という数字が出ています。

ここで出てくるのはコミュニティサイトでの児童被害なので、1～5位というのはSNSです。5位が「友達作り talk」、4位が「ひま部」ということになっています。ではここで問題です。3位・2位・1位は何か、ちょっと相談してみてください。はいどうぞ。…難しいですよ。

今質問が出てきたんですが、「ひま部」というのはアプリの名前で SNS の一種ですね。このアプリを立ち上げると掲示板みたいになっていて、「今ヒマヤから誰か会わへん？」みたいなことが書いてあります。「会いたいな～」という人が発信したり、「会える人！」と探したりということです。そんな感じで男子も女子も、いろんな人が書き込みをしているところですよ。難しいですね。誰か言ってみたい人、これじゃないかというやつを。誰かいますか？何でもいいです。

解答者 A：

LINE。

石川：

ありがとうございます。LINE は3位ですね。もう出しましょう、1位が「Twitter」、2位が「ぎゃるる」、3位が「LINE」。皆さん、Twitter を知っている人？…あ、これはほとんどですね。大学生が一番トラブルを起こしている SNS です。ぎゃるるも出会える人を探す SNS です。3位がLINEで、子

供達がよく使っているやつですね。年齢制限ありません。

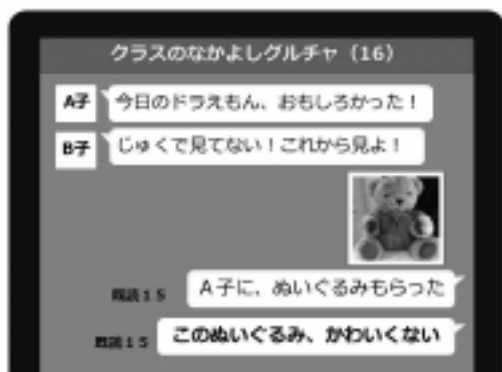
こんな感じで子供達が使っているもので、今日はスタートからつまずいたような気がするんですけども、大人が目の敵にしていた出会い系サイトは、1,736件のうちたった42件です。出会い系サイトでの被害は非常に少ない。そうではなくて、年齢制限がなく誰でも使えるところで子供達が性的犯罪に遭っている…18歳未満の子供ですけど、こういう状態ということです。

今何で最初にこういうクイズをやったかと言うと、私たち大人が見ているところと子供達が見ているところが違う訳です。だからわからない。同じスマートフォンを使っているけれども、彼らが使っているところと私達が見ているところが全然違うからわからない。名前1つもわからない。

こういう状況の中で、1つ1つのアプリのことを知ったとしても何の解決にもならない訳です。では、今日私が何を話しに来たかと言うと、使う側、トラブルを起こす側の子供達がどんな気持ちで使っていて、どんなことを私達がフォローしていかなければいけないのか、ということをお伝えできたらいいなと思っています。

それではこれから「SNS のトラブル」と「ネット炎上」の話と「ネット依存」、大学でよくある3つのトラブルについてお話ししていきたいなと思います。

最初は、SNS のトラブルは「小学校 6 年生花子ちゃんの場合」。小学校 6 年の花子は、お母さんのスマートフォンで投稿をしています。あまり慣れていないという状況です。A 子ちゃんにお土産を買ってきてもらいました。くまのぬいぐるみです。これを大喜びで仲良しの LINE グループにアップロードしたよ、という話です。



これは、スマートフォンの LINE の画面を大きくしたものだと思ってください。「クラスの仲よしグルチャ」と書いてありますが、これは「グループチャット」のことです。文字による会話のことを「チャット」と言っています。グループでチャットをする、グループでトークをするところ、ということで「グルチャ」と子供達は呼んでいます。

この「16」は何ですか？…これは利用している人数ということですね。16人のメンバーで使っているよ、という話です。どんな話をしているか、見ていきたいと思います。

A 子ちゃん、ぬいぐるみをあげた子です。

「今日の『ドラえもん』面白かった」、B 子「塾で見ていない。これから見よう」A 子ちゃんと B 子ちゃんが話をしていました。そこに花子が写真をアップロードしてきました。

花子「A 子にぬいぐるみもらった。このぬいぐるみかわいくない」と書きました。既読が15件付いたので、花子以外の全員が見たということです。この後、誰からも返事がありません。次の日学校に行ったら、全員から仲間外れに遭ってしまったという事例です。これは、私達の研究会で担当していた兵庫の学校で、実際に起きた事例を基に教材にしています。

じゃあ、ここでまた問題です。なぜ花子が仲間外れに遭ってしまったのか、相談をしてみてください。はいどうぞ。

はい、ありがとうございます。これは小学校でも中学校でも高校でも大学でも、それこそ保護者研修でもこの教材をよく使っているんですね。特に小学校で、「なぜ花子が仲間外れに遭ったか、言ってみたい人」と聞くと、全員の手が挙がるぐらい簡単な問題なんですね。…これは前振りですよ、いいですか？

皆さんにも同じ質問をしてみたいと思います。なぜ花子が仲間外れになったのか、言ってみたい人。どうですか、何でもいいです。小学校で子供達に聞くと、大体5つか6つぐらい出てきます。理由は1個だけじゃないです。いっぱい出てきます。…ど

うですか？

解答者B：

「かわいくない」というのが、「可愛くない？」と同意を求めたのではなくて、「可愛くないよね」と否定的に捉えられたのではないかと。

石川：

はい、ありがとうございます。「可愛くない」と否定的に取られた、「？」がなかった。他に意見はありますか？…何でもいいです、私だったら嫌だなということでもいいです。

解答者C：

全員に対して、自分だけがもらったと表明していることが良くなかったんじゃないか。

石川：

ぬいぐるみをもしかしたら花子しかもらっていなかったかも知れない、ということですかね。そうですね、わかりません。誰か1人だけしかもらっていなかった、というのがあるかも知れないですね。腹が立ちますよね、「あいつだけぬいぐるみもらって…」というのがあるかも知れない。

他の意見の方、いますか？ありがとうございます。2人の先生方に拍手してください。頑張って言ってください、ありがと

うございます。

話し言葉の字が「かわいくない」と書いてしまったから喧嘩になった、「？」マークがあったらどうだったかなとか、子供達には「送る人は気を付けようね。受け取る人は思いやりですよ」みたいな話をよくするんですけども、子供達に聞くと、この画面の中で「ぬいぐるみ、花子だけしかもらってなかったんちゃうか」とか、「ここに喜んでいる LINE のスタンプがなかったからあかんのちゃうか」とか、あと一番出るのは、「『ドラえもん』の話をしていたのに急に話を変えられてKY」、空気を読んでいる…これが一番出てきます。必ず出てくるやつです。子供達はこんな画面の中でも空気を読もうと一生懸命頑張っているけど、読み違えることが多い訳ですね。

たった5つの書き込みの中に、3つも4つもトラブルの種が潜んでいる、これがLINEの怖さというか、チャットの怖さです。

文字による会話というのは難しいんですよ。国語力のない未熟な子供達が、小学校の低学年からLINEをやるのでトラブルに遭ってしまっている。こういうのが多いんですね。子供達にはこういう画面を見せて、「文字による会話って難しいよね～。だから、学校で会って喋る方がいいんじゃないの？もしトラブルに遭った時はどうするの？」という授業を継続して行くとトラブ

ルの発生件数が半分になった自治体もあります。

このように子供達が起こすトラブルの種類というのは、案外簡単なものなんです。私達が難しいと思っているだけで、実はリアルの中にいっぱい解決方法があるんだな、ということが子供達に授業をした中でわかってきたことなんです。

相手のことを思いやる、「何でそんなこと言うの?」と、ひと言聞いたら終わった訳ですよ。それが言えない子供が今増えているので、そのコミュニケーション力を高めていかなければいけないと思っているのが、私達の考え方です。

この後も、「誰も話をしなかったのに、学校に行ったら仲間外れに遭っていた」ということで、「何があったんでしょう?」と聞こうと思っていたんですが、今ちょっと画面を見せてしまったので、意味がわかったかなと思うんですが。この後、ここで誰も何も言わなかったんですね。何があったかという、花子以外のグループができました。15人の花子以外の子供達でグループを作って、ここで話が始まる。

「花子調子に乗ってる」「ホンマホンマ」「無視や」…A子は、実はこのクラスのリーダー的存在だったんですね。彼女が「あいつ無視や」みたいな雰囲気を出した瞬間に、みんなが同調するしかなかった。でも中には「花子は“?”マークを忘れてただけちゃうのかな」と思っていた子もいたんだ

けど、それが言えずに「了解」となってしまふ。これがいわゆる「同調圧力」という状況なんですけれども、LINE ではこれが非常に多い。

皆さんも、職場の中とかでもよくあるかと思うんですよね。強い力で誰かがものを言う、その下の人達は誰も反論できないという状況、これはリアルの中にもあります。でも LINE の中だと、本当に逆らうことができない雰囲気、NO が言えない雰囲気が出てきてしまうことがあるので、「そういう場所であるからそういう付き合い方をしようね。トラブルが元々多い場所なんだよ」ということを今子供達に一生懸命考えさせて、一緒に伝えてやっていこうとしているのが、SNS のトラブルを通して伝えていることです。こういう状況というのはよく起こるんだよ、ということですね。

子どものコミュニケーションの場が LINE になり「いじめの4層構造」が起きやすくなっています。学校の中でいじめが起きた時に、昔は見えやすかったのですが、これが SNS、特に LINE の時代になり「観衆」が非常に増えました。いじめを見て囁し立

いじめの四層構造



てたりとか、いじめを増長させてしまうようなグループができたりとか、被害者と加害者が LINE のグループの中でいじめられていることが、外からなかなか見えづらくなった。

ここには「傍観者」という人達もいるんですが、それはただ「生温かく見守る」みたいな表現をしますけれども、見守っている人達は「どうなるのかな。巻き込まれたくないし、自分もいじめられるのが嫌だから」とただ見ているだけの人達。その傍観者を仲裁者に変えていかなければいけないと、これを今小学校・中学校・高校の授業でやっているところです。

何でこれを LINE のトラブルのところでやらなければいけないのかと言うと、LINE のグループの中というのは、可視化することができないんですよね。大人が見ることができない。では、それを使っている子供達自身に「そんなこと言うなよ」とか「そんなことをしたらダメだよ」というような、「ピア・サポート（ピア・メディエーション）」という表現をしますけれども、同じ立場の子供達同士でお互いをサポートできるような関係を作っていきたいと思っています。

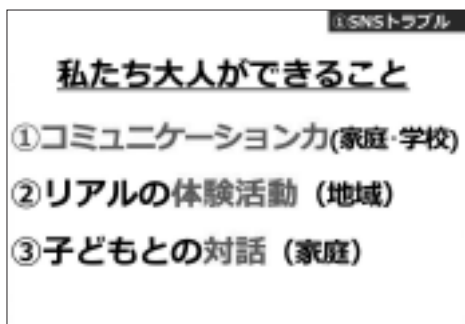
LINE は1つのグループに200人（現在は500人）入れます。だから、被害者と加害者が1人ずつだった場合は、残りの198人（現在は498人）が観衆か傍観者なんです。これを何とかしないといじめは減らないし、ネッ

トトラブルが加速していく一方だということが、私達が研究した中でわかってきました。では傍観者にならずに仲裁者になるにはどうすればいいのかな？と、ここがトラブルの予防、未然防止になっていくのではないかということです。

これは、大学でも多分同じことだと思うんですね。「他人ではないよ。同じ学部の仲間同士で何とか助け合っていこうよ」みたいな、こういうことが出てくるのかなと思うんですけども、子供達の中では人との距離感が取りにくい子供が増えていたり、コミュニケーション障害、「コミュ障」と子供達は言っていますけれども、コミュニケーションの取りにくい子供達が増えているのが現状、というのが今の社会ですね。

SNS のトラブルは大きく分けて2種類。1つはコミュニケーションの問題、今みたいなちょっとひと言言ったら終わった話をいつまでも引きずってしまったり、とかいうこともあります。言葉とか既読スルーの問題、もう1つがネットモラルの問題。そもそも反社会的な行為をして失敗してしまうようなこと、大学の中ではこれが一番多いかなと思います。ここももちろんありますけど、更に大きくなりやすいのがネットモラル。これは次の「ネット炎上」のところで話をしていきます。

では、そういう子供達に私達が何ができるのかというと、コミュニケーション能力をしっかりつけさせていくような取り組み



が必要だと、自分のことを相手に伝えることを日常的に取り組んでいかないといけないということ。もう1つがリアルの体験活動、これは「地域で」と書いてあります。

これは、私が今プラレールの広場でやっていることなんですけれども、子供達がよく遊びに来るんですね。レギュラーでよく来る子があるので、「プラレールの子供スタッフをやってくれない？」と頼むと、みんな「やるやる！」と言ってくれるので、シールを渡して貼ってもらって、「じゃあ君は何をするの？」「レールをつなげる役！」「電車走らす役！」とかいろんなことを言うので、「はい、やってやって」と頼みます。で、10分で15分でもやってくれたら、「君がやってくれたから、今日のプラレー



ル広場は大成功やったわ！ありがとう！」
といて帰すんですね。そうしたらその瞬間に顔がパッと明るくなって、自尊感情と自己肯定感の塊みたいになる訳です。

こういうことを地域の中でやっていかなきゃいけないと思っているのは、子供達にとって地域での居場所作りというのが…今「子ども食堂」なんかも社会現象になってやっていますけれども、今本当に「地域に居場所がないな」と感じる人が多い訳です。そういう場所、自分のことを認めてくれる場所がたくさんあると、子供達にいい影響があるよと、これはまた後で話します。

もう1つは、保護者や家庭にお願いしているのは、「子供との対話を大事にしてくださいね」と、この3点が私達大人のできることではないかと。

このSNSの時代、インターネットの時代になぜここまでリアルの体験活動であるとか、子供達のリアルを大事にしよう、コミュニケーション力を大事にしようといっている1つの要因というのは、中高生とワークショップをする中で、子供達が必ず口にする言葉があります。それは、「ネットはリアルの延長線上」という言葉なんですね。「ネットとリアルは一緒」と表現するんです。

私達、大人にとってインターネットというのは大人になってから、後から出てきた文化なので、基本怖いなどを感じていると思います。

あの中で自分を表現することの怖さ、自分のいる場所を見つけられることの怖さ、これには恐怖を感じるんだけれども、今いる子供達、特に2000年から後に生まれた子供というのは、ほぼ自分の身に周りに常日頃インターネットがある時代に生まれている、「デジタル・ネイティブ」という時代の子供達なんですね。

2000年に何があったかと言うと、携帯電話で写真を撮って、それをメールに添付して送れるようになった年、いわゆる「写メ」と言われているやつですね。写メができたのが2000年です。うちの子供が2000年生まれなんですけど、生まれた時に写真を撮って、友達に「生まれました！」と送ったりしたんです。だから、生まれながらにして自分の顔がネット上で送り続けられているような子供達が、2000年から後に生まれた子供。

だから、私達と感覚が全く違うのは、彼らにとってネットというものは、水とか空気とかと同じような存在であるということ。だから、「怖いよ」だけでは彼らに怖さが伝わりにくいのではないか。「正しく怖がらせて賢く使わせる」とよく言うんですけど、生半可な知識で言ったのでは、「この人はどうせわかっていない」と思われて相手にしてくれない訳です。

本当にわかっている人間が、子供にきちんと「怖い」と伝えていかないと、なかなかわかってもらえないな、ということなんです。だって、普通の子供は SNS で名前を

晒したって大きなトラブルにはほぼ遭っていないんですよ、多くの子供は。だけど、中の何人かは本当に嫌な思いをしたり怖い思いをしている。その中で死んでいる子供もいる。そんな中で、どんなことをどこまで伝えなきゃいけないのか、嘘を伝えてはいけないと思っているし、だけど子供達の考え方の根本が私達とは全然違う位置にある、ということなんですね。

ということで、SNS のトラブルはとても多いので、少し深めに話しましたが、子供達の日常にインターネットが常に影響していて、自分のリアルを常にネット上で発信し続ける、これが当たり前の子供達が今いる子供達であるということです。

その次に「ネット炎上」の話をしていきます。

ネットの投稿で大騒ぎになることをネット炎上といっています。これは2011年の話です。東京都内のホテルのバイトさんの話。Twitter でこんな書き込みが出てきました。「〇〇さんと△△さんが来店。かわいかった〜。今夜はホテルに泊まるらしいよ」と、ホテルのレストランのバイトさんで、泊まりに来た人達が利用するレストランだったんですね。これには、スポーツ選手とタレントさんの名前が実名で入っていました。

読んだ人がどんどんリツイートし大騒ぎになってしまいました。夜の10時50分に、この問題のツイートがネット上に投稿され

ました。その4時間後ですね、「このバイトはけしからん」ということで、ネット上で犯人探しが始まりました。0分後に学部がわかりました。27分後に出身高校、33分後に苗字、35分後に大学名、37分後に下の名前、77分後に顔写真、高校の卒業アルバムの写真が出てきました。

「芸能人のプライバシーだからいいか」と思って書いてしまって、たった1時間と17分で自分のプライバシーがネット上でダダ漏れになってしまった例です。

インターネットの中で、特にSNSで、自分のことを一生懸命隠していたとしても、Aさんが「石川さん」と呼んでBさんが「千明」と呼べば、「石川千明」という名前はすぐにネット上ではわかってしまいます。「〇〇キャンパスにいますよ」と書けば、そのキャンパスがあるのはどこの大学かを簡単に調べることができる。写真の写り込みからもばれることがあります。写真に電信柱が写り込んでいました。電信柱を拡大すると、地域名が書いてあったり、広告が載っていたりして、その広告の電話番号から地域を調べたりとかできます。簡単に本人を特定することができる、ということです。

この時は卒業アルバムの写真も出てきて、大きく新聞ニュースで報じられ、この後この2人はめでたく結婚して、今は夫婦でテレビとかに出られていて、とても仲睦まじくていいんですけども、ではこの書いた

彼女はどうかと言うと、いまだにインターネット上には名前も学校名も、本当か嘘かわからないけれども、その後のことまで書かれてしまっているのが現状なんですね。

ネットで一度失敗してしまうと、もうネット上には彼女の人権が全くないような状態になってしまうということです。

その次は、画像でネット炎上という話です。冷蔵庫から「バイトなう」と書いた専門学校の学生の話です。冷蔵庫から顔を出している男の子の写真ですね。2013年8月5日、東京のステーキ店で男性が冷蔵庫から「バイトなう」と書きました。翌日苦情が殺到。またその日の夜中に、この人が誰か、どこの会社、学校かを調べ上げた人がいて、朝一番に「電凸」が起きました。“電話で突撃”ということです。

学校と職場にジャンジャン電話がかかってきて、「何とかしろ!」ということで、店は消毒のために休業。で、1週間後に閉店を決定。店への損害賠償を検討、という事案です。…これ、いくらぐらいだと思いますか?ちょっと隣同士で話し合ってみましょう。どうぞ。

これは、東京に出店した愛知の会社、愛知から東京に出店した1号店で、アルバイト・社員が22名いて期待の1号店。すぐに閉店が決定になってしまって…これはショックですね。自分が経営者側だったら、とってもショックだと思います。

中学生や高校生の授業で、同じ教材を

使っていたんですね。「さあ、損害賠償はいくらですか？」と聞くとポカーンとなって、「どうしたの？」と聞いたら「損害賠償」の文字が読めなくて…子供達はそんな感じですね。「いくらぐらいだと思う？」と聞いたら、「10万円!」「100万円!」…「もうちょっと高いかな」「1億!」「10億!」「100億!」と出てくるんですよ。子供達は働いていないので、あまり金額がわからない訳ですよ。

これは、正解は2千万円ぐらい。一番高くても1億円ぐらいまで行くんじゃないかとされていて、実際に数字が出ていないので、いくらだったかわからないんですけれども、2千万円ぐらいが妥当な線かな、とされています。会社にとっては大損害ですよ。

その次の画像です。これは、去年の熊本震災の後に Twitter で話題になった画像です。…これを見たことある人、どれぐらいいますか?…あ、多いですね。ありがとうございます。

ちょっと読みます。「おいふざけんな。地震のせいでうちの近くの動物園からライオンが放たれたんだが 熊本」と書いてあります。これは Twitter で、熊本震災の直後に話題になった写真です。これが出てきた時に、よく見慣れている大人は、「ここにある信号が日本のものとは違うな」とか、ここに「〇〇Street」と英語で書いてあったので、「これ、日本ではないんじゃないか」

とかね。あと、「この車に比べてこのライオンがちょっとでかいな」とか言って「はめ込みでは?」と、あと光源が違う、こっち側に影が付いているのにライオンはこっち側に影が付いているでしょ?「はめ込みじゃないか?」とか、いろんなことを言っていて、大方の人はこれを「偽物の合成写真じゃないか」という感じだったんですよ。

だけど、当時スマートフォンだけが使える状態でテレビも見れない被災地にいる子供達は、LINE とかでこの写真がどんどん送られてきて、びっくりしました。自分の家の近く、例えば避難所だったり野宿している子もいましたよね、あの当時は。その中で、「ライオンがすぐ近くにいるんじゃないか」ということで、大変な騒ぎになってしまった訳です。

この時すぐに動物園に、本当に逃げたのかを確認するような電話がジャンジャンかかってきた訳です。「いや、そんな事実はありません」ということで被害届を出して、去年の7月20日に「ライオン逃げた」の嘘ツイートの男、神奈川県20歳の男が偽計業務妨害罪で逮捕されました。

この時のもう1つ話題になったのが、リツイートも同罪かも知れない、ということなんです。「本当か嘘かわからない情報を“これが本当だったら危ないかも”と親切心でリツイートしても、もし動物園から訴えられたら、同罪になってしまうよ。だから、本当か嘘かわからない情報でも、誰か

を傷つける情報はリツイートすることにも危険が伴うんだよ」ということを子供達に言う、「ええっそんな！気軽にやっていたりツイートで自分が加害者になってしまふなんて！」とびっくりされるようなこともあります。

子供達によくあるのが、友達だけにしか見せていないという感覚です。公開情報にしているにも関わらず、自分のフォロワー、例えば自分の友達と思っている人達だけしか見ていないと思っているんですね。だけど、検索したらその画像が出てきたりとか、自分のツイートが出てきたりした場合には簡単にわかってしまうんだけど、「〇〇ちゃんだけに見せるね」と見せてしまって、その友達が「わっ、これ面白い！」とスクショ（スクリーンショットの略。画面をコピーすること）を撮って、それを自分の SNS を使って拡散してしまう。それを見た人がどんどん拡散させてしまうので、一度出てしまったものは無数に増えてしまって消えることがない、というのが現状です。

もし学内とかでやばい写真が出てきた時は、とにかく1分1秒を争ってさっさと消すことが一番と思うのですが、どれだけの人達が見ているのか、持っているのかというのをきちんと把握した上で、もし犯罪に繋がることであれば、警察に相談して頂いた方が安心でしょう。奈良県の大学だったら、奈良県警のサイバー犯罪対策課にご相談ください。

いろんな写真が出てきていますけれども、検索するとモザイクも目線もないということです。ネットの情報は一度出てしまったら消えない。受験も就職も結婚もダメになるよ、というのが現状ということです。

今就職をする時にエントリーシートを送るんですけども、エントリーシートに Twitter や Facebook のアカウントを書かせる会社もあり、「SNS をやっていて当たり前でしょう。その中でどんなことを表現しているの？」というようなことを聞いてくる会社も増えてきているんですね。

子供達には、利用しているのを前提で話すのは難しいんですけども、「もし利用しているのであれば、良い情報を自分できちんと判断して流さないと、後で痛い目に遭うよ」と言っておかないといけないのだけれども、出したからといって全員が炎上する訳ではないので、声掛けが難しいですね。

「どうしてネット炎上を起こすようなことをやっちゃうの？」と聞くと、「悪い俺カッコいい自慢」、「見て！俺アホやろ！」とこういうやつですね。いわゆる自己顕示欲、これは関西特有かなと思うんですが、おもしろい写真が撮れたら見せたくて見せたくてしょうがない。その先に何があるのか、よく考えろよと思うんですけど、なかなか難しいですね。友達以外は誰も見ていないと思っているのでね。

あと「承認欲求」、これは自分を認めて

欲しいという気持ちです。これは、大人も子供も誰にでもあります。特に子供は、自分が愛されてナンボなんです。自分を見てくれて、愛してもらってナンボというそういう子供達の中に、今ちょっと家庭の中にも例えばシングルの家庭が増えてきたり、再婚同士の家庭「ステップファミリー」も増えています。お父さんお母さんが子供に関心がなくなっている家庭も増えてきていて、家庭の中で自分の承認欲求を満たしてくれない、「寂しい」と感じている子供がいます。この子供が学校に行って「先生、先生」と言うと、先生は今ものすごく忙しいので、相手をしてくれない。

家も学校もダメだった時に、じゃあ地域はどうなの？と考えたら、地域で行ける場所がない。地域に受け入れてくれる所がない。…となった時に、家にも学校にも地域にも居場所がない子供達が、第4の居場所としてインターネットの中で「自分のことを見て」「自分のことを愛して、笑って」と表現をしていく。

YouTuber も今そんな状態なんですね。人より面白いやつを出そうと思うと、どんどん過激になっていく。やったらいけないことをやった方が View が伸びるので、そっちの方が儲かるみたいなことでやっていて、その先にあるのが炎上を起こして、人生がそこでストップしてしまうような状態になってしまう。

最初のところでリアルな体験活動、自分

たちのリアルな居場所作りを私が言ったのは、ここなんですね。そういう承認欲求、寂しいなと思う気持ちを受け止めてくれる居場所が地域にもたくさんあれば、ネットの中で悪さをする子供が少しでも減ってくるのかなと今思っているところなので、大学の先生方が今日集まってくださっている、大学の学生の皆さんと地域で何かをしていくとか、そういうことを地域に開いていくのは、子供達のためでもある訳です。自分にとって、この地域を大事にしていく、子供を産んで育てていく場所というのを奈良県に持っていなければ、大学を卒業して就職で都会へ行ってもう帰ってこないです。奈良県なんかは特に、仕事が少ないので帰りにくい場所です。

だけれども、「私は奈良県で育ててもらって、いい人がいっぱいいて居場所がいっぱいあって、いい所だった。だから、自分は結婚したら子供は奈良県で育てていきたいな」と思えるような種を播くのは、今の子供達に播いていかないと、今の行政がやっている、大人に「ウチに住んだらこんな助成がありますよ」、これではあつという間にいなくなる訳です。本当は、ここへ帰ってきて子育てをしたいなと思える子供を育てるのは、小さい子供達の心に種を播いていく必要がある。その1つとして、さっきの居場所作りがあったらいいのかなと、その先には、承認欲求で悲しい気持ちになっている子供を助けていくことにもなっ

ていくのではないかと私は思っています。

さてここからは休憩がてらクイズをやっ
ていきたいと思います。「ネット上の書き込
み 逮捕・書類送検クイズ」というので、
サイバー犯罪対策課で作ってきたクイズで
す。5つ問題を出します。1つ目「『この大
学を爆破するぞ』と Twitter で書いた」、2
つ目「『お前を殺す』と LINE で書いた」、
3つ目「『××はカンニングした』と Twitter
で書いた」、これは例えば「奈良大学の石
川千明がカンニングした」と、こういうこ
とですね。4つ目「『石川千明はきしよい』
と LINE で書いた」、きしよいとは「きも
い」とか「うざい」とかいうことです。

5つ目は「友達の ID をパスワードで無
断でログインした」、Twitter のパスワード
を友達から聞き出して、もしくは調べて無
断でログインした、ということです。

どれが逮捕または書類送検の可能性があ
るのか、さっきのグループで話し合ってみ
ましょう。1分間取ります。はいどうぞ。
はい、1分経ったのでここからは個人プレ
イで行きます。この中で1個は、必ず逮捕・
書類送検の可能性がります。1回は手を
挙げてください。いいですか？じゃあ1個
ずつ聞いていきますよ。『この大学を爆破す
るぞ』と Twitter で書いたら、逮捕・書類
送検されると思う人？…あ、全員ですね。
ありがとうございます。これは威力業務妨
害、懲役3年以下、罰金50万円以下。これ
はよくありますね。スマートフォンから書

くと、大体1週間ぐらいしたら家の前に警
察官が立っているかな、というぐらい足跡
がたくさん付いているのでわかりやすいで
す。

次、『お前を殺す』と LINE で書いたら
逮捕・書類送検されと思う人？…あ、今日
は素晴らしいですね、先生方。脅迫罪です、
懲役2年以下、罰金30万円以下。「殺す」と
書くと命が脅かされたと感じるので、脅迫
になります。よく似た言葉で「死ぬ」とい
うのがあるんですが、死ぬは「勝手に死ぬ」
なので、脅迫になりにくく「死ぬ」と「殺
す」はちょっと違うんだよ」と…もちろん
書いてはいけない言葉なんですけど、緊急
性があるのは「殺す」の方です。「殺す」
と書かれたら、早めに警察に相談に行って
頂きたいなと思います。

3つ目、『××がカンニングした』と
Twitter で書いたら逮捕・書類送検され
ると思う人？…これは少ないな、3割か4割
ぐらいかな？ありがとうございます。これ
も逮捕・書類送検される可能性があります。
「名誉棄損罪」と言います。

これには注意があります。本当にカンニ
ングしていてもしていなくても、ネットで
書かれたり、不特定多数に見られるような
場所に書かれた時には名誉棄損で訴えるこ
とが可能です。もちろんカンニングだけじゃ
なくて、援助交際とか万引きとか窃盗とか
も含め、自分の名誉が傷つけられたなと感
じることであれば、名誉棄損で訴えること

が可能になっています。本当にやってたとしても、書いてはいけないということです。

その次4番目、『××はきしよい』『石川はきしよい』とLINEで書いたら、逮捕・書類送検されると思う人？…これは少ないですね、1割ぐらいかな。ありがとうございます。これは、「侮辱罪」と言います。これはちょっと難しいです。よく書くんです、「お前きしよ！」とか。きしよいだけじゃないんです、例えば私とかだったら「石川デブ」「ブス」とか書かれるのも一緒です。これも、1回だけ書かれたのでは侮辱罪として訴えることがなかなか難しいのが現状です。何回も書かれたりとか、同じLINEのグループで何度もしつこく書かれたりとかいうことがあれば、記録しておく、スクリーンショットを撮っていつ誰に何を言われたのかがわかるような状態にして、とっておくということですね。それでいくつかさ重なってきたり、しつこく書かれて困った時に、そのスクリーンショットといつ誰に何を書かれたのかメモを持って、警察に相談に行こうかということで、段階を踏まないといけないのですが、1回だけ書かれただけでは難しいけれども、こういうことです。

余 談ですけども、飲み屋さんでお客さんが店主に向かって「ブス、デブ」と30分言い続けて、拘留29日というのがあります。だから、公衆の面前でも、LINEのグルー

プの中でいろんな人が見ている中でも、リアルでもネットの中でも人を侮辱する行為はダメですよ、ということなんですね。

質問者D：

すみません、リツイートの場合はどうなるんですか？

石川：

リツイートの場合も、もちろんしつこくやると侮辱罪になったりとかはあると思うんですけれども…。

質問者D：

本人が1回ツイートしたのを周りの人がリツイートして、例えば100人がリツイートした場合は100回に数えられるんですか？

石川：

それは難しいですね。ただ、どこまでやるのかというのは難しいところがありますよね。同じ特定の人に、Twitterとかで何度もしつこく書かれるということで、犯人が特定できるということも出てきますよね。

5番目、友達のIDとパスワードを使って無断でTwitterにログインしたら、逮捕・書類送検になると思う人？…これはほとんどですね。これは不正アクセス禁止法違反です。懲役3年か罰金100万円以下。

ログイン画面で、IDは大体メールアドレス

スなのでわかります。パスワードがわからなくても複数回入れたとします。複数回入れて全部ログインできなかったとしても、不正アクセス禁止法違反になります。ログインできたかできなかったかを問う訳ではなくて、アタックしたということが不正アクセス禁止法違反になるのでしつこくやられたとしたら、警察に相談に行かれた方が良いかも知れません。

これが非常に多くて、「乗っ取りごっこ」と言って、Twitter で友達のアカウンドを乗っ取る遊びが高校生の間でも流行っていて、それでクイズに入れているのですが、遊びでもやったらダメよと。「当たり前やろ」と思うんですけども、そういうことがある訳ですね。

…ということで、正解は5件全部です。5件の先生に拍手しましょう、はい素晴らしい。

ちょっと休憩になりましたか？

3番目、「ネット依存」の話をしていきます。「スマートフォンで減った時間」、これは総務省が取ったデータ（※高校生のスマートフォン・アプリ利用と ネット依存傾向に関する調査 平成26年5月／<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2014/internet-addiction.pdf>）ですけれども、高校生の1番と2番が「勉強時間」と「睡眠時間」、あと「部活の時間」「友達と遊ぶ時間」「食

事の時間」が減っているというのが、子供達の調査の結果です。

勉強時間と睡眠時間が非常に減っていて、デジタルアーツさんが調べたデータ（※http://www.daj.jp/company/release/common/data/2017/030101_reference.pdf）では、1日9時間以上使っている女子高校生で全体の約20%、15時間以上が約4%という状況です。

長時間利用による健康被害ということで、「ストレートネック」…首の骨が真っすぐになってしまうやつですね、「睡眠障害」…夜寝るまで、寝ながらもやっているのだからちゃんと眠れていない、良質な睡眠が取れていない。眠れていないので、うつ症状が出てくる。悲観的な考え方をする子供が増えてきたりとか、あと「スマホ老眼」…スマートフォンの位置でしかピントが合わなくなってしまうという状況。もう1つが「不同視」…これは右目と左目の視力の差が0.3以上ある場合を指します。スマートフォンの場合はすごく近い距離で見るので、つつい片目で見る癖がついている子供が多くて、利き目じゃない方の目がだんだん視力が悪くなって、最終的に失明状態になってしまうことも起こっているというのが現状だそうです。これは眼科医の方からの警鐘です。

もう1つ怖いのが、昼夜逆転からの不登校ですね。やり過ぎて朝までやって、起きられなくて学校に行けなくなるみたいな、

こういうのが非常に増えています。

ネット依存には今、3つの形があると言われているのが、「ゲームでのデバイス型」。それから「LINE等のつながり依存」、もう1つがYouTube等でのチェーン動画（動画を見続けること）。特にYouTubeの動画を見続けるのは低年齢化が進んでいます。

ゲームは男の子、LINEが女の子と私達は思っていたんですけども、近年オンラインゲームが非常に増えてきて、友達とのオンラインゲームでの繋がり、ゲーム＋繋がり依存ということで、自分がゲームに飽きたとしても、ゲームの中の友達と繋がっていたいのでゲームがやめられなくなる。夜中にみんなで集まってゲームをやる。「お前がいなかったら面白くないから来て」と言われたら、自分が大切にされているという承認欲求が満たされて、ついついやり続けてしまうみたいなのが、大学生で特に増えているのが現状。中高生にも多くなっています。

私達はゲームというのが、大人の考えから言うと簡単に終わるものと思っているんですけど、昔のゲームは友達がいなかったんですね。エンディングがありました。課金はありません、オンラインじゃないのでね。1本5～6千円のゲームを買って、大体1ヶ月ぐらい遊ばせて、『ドラクエ』で言うと36時間遊んだらゲームクリアできるように作ってあったんですね。その次のゲームを買ってもらわないと経済活動が起こら

ないので、終わるように作ってありました。

だけど今のオンラインゲームはどうか、特にスマートフォンのゲームをやると、友達がいます。これはリアル友達だったりネットの友達だったり。エンディングはありません。私も『パズドラ』というゲームを3年ほどやっていますが、1回もエンディングを見たことがないですね。やり続けていますが、全然終わらないです。エンディングがないです。課金があります。

人間って、お金をかければかけるほど愛情や思いが深くなるので、やればやるほどやめられなくなってしまうので、入り口がタダでも中でお金がかかってしまうので、やめられなくなってしまう。

「マズローの欲求5段階説」というのを皆さん聞いたことがあると思うんですけど、リアルの中で論じられていたところなんです。が、「生理的欲求」「安全欲求」「社会的欲求」「尊厳欲求」「自己実現欲求」、これの下から満たしていきますよね。これがオンラインゲームやSNSで満たすことができる。

生理的欲求も安全欲求も、家にいるので満たされていますよね。ネットの中にはコミュニティもあるので、社会的欲求も満たされる。ゲームが上手になったら「お前上手いな」と言われるので、尊厳欲求も満たされていく。ゲームの中で一番になったら自己実現欲求も満たされていくということで、ネット以外に興味・関心が広がらなく

なってしまうと。

一度はまり込んでしまうと、そこから戻って来られなくなる。リアルの中での人生の荒波みたいなものを受けるよりは、家の中でゲームや SNS をやっている方がうんと幸せな訳ですよ。安全で楽しくてご飯も食べさせてもらえるし。…ということで、一度はまり込んでしまうともう帰って来られなくなってしまう可能性が高い。どうしたらいいのかなと思うんですけれども、本人が「やめたい」と思わないとやめられない訳ですね。

現在は、ネット依存は病気ではありません。ただ、今 WHO でネット依存が病気として認定されるような動きが出てきているので、遠からずそういうことが発表されるのではないかということが、横須賀の国立久里浜医療センターの樋口先生が言われていました。(※2018年1月4日 ネットゲーム依存は「病気」WHOが疾病分類に追加へ／<https://www.asahi.com/articles/ASL1423WGL14UBQU002.html>)

取り上げても解決しない。いろんなものがインターネットが繋がっているんで、例えばスマートフォンを取り上げても PC もあればタブレットもあるので、取り上げても解決はしない。早期に小・中学校から依存させないためのルール作りであるとか、家庭環境であるとかをちゃんと整備していかなくちゃいけないということです。

そこに関係してくるのが保護者。「スマー

トフォンを触らせておいたら大人しくていい」という保護者が多いですね。これではなかなか解決していかないということで、やっぱり保護者への啓発というのが私達としては急務かなと思っています。

「何でネット依存になるほどやってしまうの？」ということで、「リアルがつまらないから」という子供がとて多いんです。自分の現実の中がつまらないから。じゃあ、リアルが充実する「リア充」というのはどういう状態か？ということなんですよ。

ちょっと時間が結構やばいんですけど、もう少しやってもいいですか？ここは子供達にも、今の大学生にも少し関係してくることなので、話し合っていきたいと思います。

「彼らにとって、毎日のリアルが充実しているのはどういう状態であるか？」ということ、自分たちの学生時代のことを思い出しながら話し合ってみてください。はいどうぞ。どういう状態だったら、ネット依存にならずに済むぐらい楽しい毎日が送れるのか？ということです。

はい、時間が本当に押してきていて、ごめんなさいね、ここは本当はしっかり掘り下げてやりたいところなんですけれども、これに答えはないです。子供達を見ていて思うことを感じて頂けたらいいんじゃないかと思うんです。

中高生とワークショップをやると、「どうしたらスマートフォンを使わずに済むか

な？」と聞くと、「毎日楽しい方がいい」「リアルが充実していればいい」「目指せ！リア充」みたいなを出してくる子が多いんですね。「リア充ってどういう状態？」って考えさせると、例えばクラブ活動が楽しいとか、バイトをやってお金を稼ぐことが面白くなったとか、ボランティア活動で人の役に立ったことに対して自分が人として認めてもらえたという気持ちが生まれたとか、毎日の生活が楽しいなど。高校生ですごくいいなと思ったのは、「将来に夢ができたから」と言った子がいました。「将来に夢ができれば、その夢を叶えるための志望校ができた。自分の今の偏差値との差が見えてきて、その差を埋めるためにはどれくらい勉強しなければいけないかが分かった時に、初めてネットやスマートフォンで時間を潰すのがもったいなく感じた」。こんなパーフェクトな答えがあったんですけど、こんな子供ばかりだったらみんな幸せなんですけどね。

その積み上げていく時間というのがすごく大事なのに、その時間をスマートフォンに使うのはもったいないよね…と感じなければやめられない、というのが子供達なんですよ。だから「リアルが充実する」というのは、毎日の生活を楽しんでいる。先生が言ってくださったのが、「友達と笑い合えること」、やっぱり“友達”ってすごくキーワードで出てきます。友達と直に会って、何時間も喋っても面白いなと感じ

ることを、体験したことのない子供が結構多いです。今の子供達は忙しいので、でも本当はそこがすごく大事なんじゃないかと。

だから、喋らせたりグループでワークショップをしたりすると、「みんなで討議することがこんなに楽しいとは思わなかった」「こういう楽しさを学校に持ち帰って伝えたい」という子供が出てきたりとか、そういう子供同士の繋がりの中で、お互いが楽しいと感じさせるような毎日を私達がどうやって子供達に提供していくのか、子供達がリアルで感じさせることが大事かなと。

ヒマつぶし、現実逃避の先にネット依存があったりとか、あと「寂しい」というキーワードが、寂しいからネットの中で人と繋がり続ける、という言葉もあります。その寂しさというのは、先ほど言ったみたいなリアルの中で親と子の関係が薄くなってきていたり、とかいうことも出てくるのかなと思います。

はい、ということでここまでが現状で、対策を少しだけお話ししていきます。私達が今やっている活動をご紹介します。

「ネットには二面性があるよ」と、光の面、便利とか楽しい、これは誰でも知っています。けども、「影の面もあるよ、危険とか怖い面もあるよ」と、これは表裏一体なんですよ。どちらかだけというのはないので、やっぱり危険性も伴ったところで使うよと。包丁も上手に使えると料理ができる

けれども、間違っただけで人を殺すこともある。何でも同じですよ、ということなんです。だから、どう使ったら危険なのかをリアルに教えていかなければいけないなと思っています。

小中学校での取り組みでは、1校時は保護者と児童・生徒と一緒に授業を受けてもらい、次の2校時目は児童は教室で振り返りの授業、保護者は保護者向けの講座、これを2校時ワンセットでやっています。前に子供を置いて後ろに親を置いて、一緒に授業をすると、お父さんお母さんが何も知らないんですよ。お父さんお母さんの世代に至っては、情報モラルは勉強したことがないので。

だから、親も子供もスタートラインが一緒ということなので、同時に授業を受けて頂くことをやっています。「一緒に講座を受けると、家での話し合いがしやすかった」という声も出てくるので、これが効果的ではないかと私達は思っています。子供だけ教室に帰って振り返りの授業、これは生駒の小学校の写真です。こんな感じでやっています。

中高生では一斉に集まって講座を受けてもらって、その後で教室に帰って、振り返りの授業やワークショップをしたりとかもしています。

全国的な取り組みとしては、『スマホサミット』をやっています。大阪や滋賀、兵庫とか各地でやっているんですけど、これ

は大阪スマホサミット、去年の冬ですね。これが兵庫スマホサミット、生駒スマホサミットということで、生駒市全域の中学生と高校生を集めてやりました。この中でスマートフォンのいいところ・悪いところをみんな考えていって、友達の気持ちを知って、みんなで話し合っただけでなく、上手に使う方法を考える。気づいたことをグループで発表していき、最終は自分達で、どんなルールでやればいいのかを考えさせるようなことをやっています。

これは、生駒の子供達が自分たちで考えた自分達のルールです。こんな形で考えて、それを学校に持ち帰ったり、地域の中でどういう風にして使っていくのかということまで、一緒に考えていきました。「新聞にするよ」とか「学校でスマホサミットをやるよ」とかいろんなことで、自分達の学校に帰ってそれをどう広めるのかを子供達自身に考えさせていく、こういう手助けを私達ソーシャルメディア研究会でやっています。

どうしてこのような形になったのか。それはほとんどの子供、大人もそうですけど、「自分は大丈夫」という気持ちがあるからです。「自分だけは大丈夫」と誰でも思っています。けれども、友達の話を聞いて初めて「え、それやばいの？」ということに気が付く訳ですね。

で、闇雲に怖がらせるだけではなくて、そういう友達のリアルな話を聞いて、自分

の使い方を考えていってもらおうというやり方しかないなと思って。これは中高でもやっているんですけども、大学でもぜひやって頂けたらと思います。なかなか難しいかもしれませんが。

最後に、「困ったら相談」です。

「ネットで困ったら相談したい人は誰ですか？」と大阪の高校生で調べました。第4位が先生、第3位が警察、ガラケーの子供は2位が友達で1位が親、スマートフォンの子供は2位が親で1位が友達と、親が2位に転落している訳ですね。先生が4位ということで、先生にはなかなか言いにくいのが子供達の声です。

「何で先生には言いにくいのか？」と聞くと、「先生は学年集会を開くからイヤ」とか、「先生は声が大きいからすぐにばれる」とか、暴走するのが嫌だと子供達が言うんです。親が何で2位に転落しているかという、「親はスマホのこともネットのこともわかっていないから相談にならない」という子供達の声です。

じゃあ1位の友達って誰ですか？と聞いて

ネットで困ったら相談したい人は？

	スマホ	ガラケー
第1位	友だち	親
第2位	親	友だち
第3位	警察	警察
第4位	先生	先生

資料提供：兵庫県立大学研究部

たら、ネットで知り合った友達です。だから知らない人。知らない誰かに自分の身の下の相談をするから、性的犯罪が起きてしまうということなんですね。1番に相談するのは保護者、そして学校で相談できるような態勢作りが必要と思っています。

私達が教職員の方々や保護者にお願いするのが、子供達への声掛け、困った子供が相談しやすい場所になるための3つの声掛けです。

1つ目は、「困ったら相談してね」ということを明確に伝えておくということです。「困ったら私に相談してね」ということです。

2つ目は、「知っている人は知っているから」。大人は大人の関係の中で、「私はあまり詳しくないけれど、」知っている人を探してくることができるから、「だから君が困ったときには適切な対応ができる人を探すこともできる」ということを「知っている人は知っているから」と言って頂いたら。

3つ目は「暴走しないよ」聞いてもすぐには動かないよと。警察にも言わない、場合によっては親にも言わない。「どうしたいか、何ができるのかを一緒に考えていこうよ」という「暴走しないよ」という約束で、子供達が安心して相談できる場所になっていく。

子供達が怖がっているのは、相談できる場所がない。本当は先生に聞いて欲しいけれども、先生は暴走するから怖い。お父さ

んお母さんも暴走するから怖いという声があるので、暴走しないで子供の声を受け止めてあげる、そういう場所があるんだよ、助けられる法律もいっぱいあるんだよ、ということを常日頃から伝えていくということが大事かなと思っています。まずは傾聴です。

今日お話しした中で、最初にも言いましたが、子ども、「ネットの話って難しいよね」という方がとても多いです。だけれども、デジタルが難しいというのは間違いで、大切なのは心だなと私達は思っていて、スマートフォンの問題というのはスマートフォンそれ自体にある訳ではなくて、使う側の心の問題ではないかなと思っています。それを使う子供が寂しい気持ちで使えば、寂しい答えしか返ってこない。楽しい気持ちで使ったら、楽しい答えが返ってくるんじゃないかということですね。

私達は子供達の日常、リアルが楽しくなって、「こんな大人になりたいな」ということを私達大人自身が示していくことがすごく大事かなと思うので、先生方にも何かお役に立てばいいなと思って、これでお話を終わりたいと思います。ご清聴頂きまして、ありがとうございました。

司会：

石川先生、ありがとうございました。

ユーモアたっぷりでしかもためになる、時間が経つのを忘れるようなお話でした。

何かご質問等がありますでしょうか。

石川：

はい、ちょっとごめんなさい。こういう時はなかなか質問が出にくいので、さっきのグループで少し振り返りをしましょう。どこで引っかかったとかここはどう思ったとかでいいので、感想を言い合う時間を3分ほど取ります。どうぞお願いします。

…はい、3分経ちましたけど、どうでしょうか？何か質問とかは出ましたか？グループで話し終わりましたか？納得いきましたか？

それでは、私の時間はこれで終わりたいと思います、ありがとうございました。

司会：

石川先生、どうもありがとうございました。

それではこれで、2017年度の記念講演会を終了致します。皆さん、ご参集頂きましてありがとうございました。

2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 講 演 会

2017年11月25日（土）

奈良女子大学 コラボレーションセンター 3 階 Z306教室

プロフィール

吉田 容子（よしだ ようこ）

京都弁護士会所属 市民共同法律事務所弁護士。

1985年4月より現職の弁護士として活躍される傍ら、立命館大学法科大学院では教授としてジェンダー法等の分野で教鞭を取ってこられた。2009年に京都教育大学生が集団準強姦容疑で逮捕・不起訴処分となった事件に関連し、のちに男子学生らが同大学を相手取って起こした民事訴訟では、訴訟代理人として同大学を勝訴に導くなど、弁護士として数々のご経験がある。

ハラスメントの防止及び被害回復のために 大学がなすべきこと

吉 田 容 子

司会：

皆様、今日のご来場頂きまして、誠にありがとうございました。ただ今より、2017年度講演会を開催致します。今年度、奈良県大学人権教育研究協議会の事務局長を務めさせて頂いております、奈良女子大学の三成と申します。どうぞよろしくお願い致します。

禁煙、セクシュアル・ハラスメントとかパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど、こういった人権侵害行為が社会的に非常に大きく問題視されるようになっております。大学という環境の中で生じるこのようなハラスメント、とりわけアカデミック・ハラスメントについても、さまざまな被害が報告されています。

本協議会では、ハラスメントに代表される、多様化する人権問題に関して、我々大学関係者がどのように向き合っていくべきかを考える機会として、今回及び来年の2月・5月の計3回の講演会を企画しております。今回が「ハラスメント」、来年2月が「男女共同参画」、そして来年5月が「性同一性障害」ということで、私共は奈良女

子大学でございますけれども、女子大という視点も活かして、セクシャリティの問題に特に焦点を当てた講演会を企画させて頂きました。

まず講演に先立ちまして、本協議会の会長・今岡春樹よりご挨拶をさせていただきます。

今岡：

皆さんこんにちは。奈良女子大学の学長で、本協議会の会長をしております今岡です。よろしくお願いします。

今日は、毎年当番が回ってきて3回の講演会の1回目ということで、弁護士の吉田先生をお招きしております。ここにタイトルを書いてございますけれども、『ハラスメントの防止及び被害回復』ということで、特にアカデミアの中でのハラスメントというのは、ある意味で特殊性を持っているので、その辺を弁護士さんの立場からいろいろ解説して頂く、という風に伺っています。

既に配られているレジュメを私も見させて頂いて、微妙なところが非常にあるので、専門的な立場からその辺をご講演頂くということだと思います。ぜひ持ち帰られまし

て、各大学において「これからどうしていったらいいんだろう」という我々の意識改革も含めて、大学が今いろんな形で変わらなきゃいけない時代、社会が大きく変化していく時代なので、ぜひこういう場で皆さんが知識を共有して、場合によっては大学間で協力していくというのが、これから多分必要になっていくんじゃないかと思っています。

ぜひ今日は真摯に聞いて、我々が反省するところ、改善するところは持ち帰って頂ければと思います。今日はよろしくお願いします。

司会：

会長の今岡でございますけれども、この後用務がございますのでここで退席させていただきます。

それでは、講演の方に移りたいと思います。本日は、市民共同法律事務所、京都の事務所でございます。京都弁護士会所属の弁護士でいらっしゃる、吉田容子先生に来て頂きました。テーマは『ハラスメントの防止及び被害回復のために大学がなすべきこと』、手元に資料があると思いますので、ご確認ください。

吉田先生ですけれども、弁護士として特に今回のテーマのような性暴力について、日本を代表する弁護士でいらっしゃいます。研究者としてもご活躍で、ジェンダー法学会の理事もなさっておりますし、立命館

大学の法科大学院でも長年教鞭を取ってられました。著書・論文も多数ございます。

今回のご講演の中でも触れられますけれども、京都教育大学でかつてショッキングなハラスメント事件が起きましたけれども、その訴訟の際にも控訴審で大学の訴訟代理人としてご活躍して、大学を勝利に導いたという経験を持っておられる先生です。

では、先生どうぞよろしくお願い致します。

吉田：

ご紹介頂きました、弁護士の吉田です。今日は、皆さんはハラスメントについて基本的な知識をお持ちなのかなと思いつつ、どういうことをお伝えしようかということで、今ご紹介もありましたが、弁護士としてこれまで関わってきた事件などから、私が思っていることをお話しさせて頂きたいと思っています。

まず「ハラスメントとは?」というところですが、「同一集団内で」から「…社会的苦痛を与えること」まで、一応こういう風に定義されています。皆さんは「これは知っているよ」ということだと思いますが、私がここで挙げたのは、ハラスメントを「点」で考えてはいけない、点で考えるのではなくて「面」、或いは「箱」と言いますか、「箱」で考えて頂きたい、ということです。

例えば、「何月何日の何時にこんなことが

あった」「その次に1週間後にこんなことがあった」「1ヶ月後にこんなことがあった」という事例があった場合に、それぞれの出来事を分断して考え、その時に「誰が何をどうした。それはどういう理由であって、その後どうなった」ということを、調査などの場合には皆さんは聞かれるかと思います。

それはそれで大事なことです、1つ1つの出来事を取り上げたら、「まあ、そのくらい仕方がないかな」と思うことがあるかも知れません。しかし、ここに「同一集団内で…」と書きましたが、1つ1つのことに分断しないで考えて頂きたい。1つ1つの出来事に分断しないで、「箱」なり「ボール」でもよいのですが、その「閉ざされた空間」の中でハラスメントはさまざまな現れ方をする、そのことをぜひもう一度確認して頂きたい…ということです。

これは実は、弁護士についても同じようなことがあります、ハラスメントの訴訟などをやると、大体、ぶつぶつ分断して、「この時はああだった、こうだった」「多少行き過ぎたことがあったかも知れないけど、それはたまたまこういうことがあったんだ」というような主張を、しばしば被告と言いますか、私共に言わせれば加害者側がする訳です。

でも、それは違うだろうと。1つ1つのいろんな出来事はあったのだろうけれど、「なぜそれらが続くのか。なぜ起きるのか」

ということを遡らなきゃいけない訳ですから、やはりここはぜひ、「点」ではなく、「箱」ないし「ボール」、そういう立体的な構造の中で起きているんだ、ということをお考え頂きたいということです。それが1つ目、わざわざ書いたことです。

それから下の方の3行ですが、ハラスメントというのは「客観的状況」、ハラスメントだと認定されるような「客観的状況があれば足りる」ということ。大学は、「ハラスメントではないか」と思われるような事件が起きた場合は、加害者ではないかと思われる方に責任が発生するかどうか、調査等をされると思います。それは必要なことです、ただ学生さんのための環境整備、職員さんや若手研究者が良好な環境で仕事、勉学、研究等をするためには、環境を整えることが一番大事です。要するに防止することが一番大事です。

そして、加害者だとされる方には、これは不法行為ですから、故意でなくても過失があればよい、加害の意図や認識がなくても過失があれば責任が発生します。ただギリギリ、過失があったかどうかを認定しにくい場合があるかも知れません。…減多にないと思いますが。

しかし、明確に過失が認定できなくても、大学としては「環境整備をする」という責任が、職員なり教員なり学生に対してある訳ですから、加害者とされた方に「過失までは認定できないから、法的責任までは生

じない、或いは懲戒処分の対象ではない」と仮になったとしても、それでおしまいではなく、客観的状況があったのであれば、大学としては、将来に向けて防止の対策を取るべきではないか、ということです。これを申し上げたいというのが下の3行です。

次に、これはある大学のハラスメント防止規定を拝借してきました。総合的に言う「人としての尊厳を侵害する言動」ということになりますが、ここで「セクハラ」「パワハラ」「アカハラ」「その他」ということで、少し整理してみました。結局これは同じですね、現れ方が違うだけ。

パワハラ・アカハラには「職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を利用して…」というのが明確に入っておりますけれども、セクハラにそういう文言はないです。が、だからと言って、「職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を利用して…」ということではない」ということには、ならないと思います。もちろん、「職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を利用して…」ということが明確に認定できなくても、性暴力なりはあり得る訳ですから、それを除外するという趣旨ではありません。けれども、大学がハラスメントを考える場合には、基本的には「地位若しくは権限又は事実上の上下関係」ということをやはり念頭に考えざるを得ない。

特に継続的な事案。1回限りの単発事案

ではなく、継続する事案というのは「なぜ継続するのか?」ということを考えなければいけない訳で、そこには、何らかの形で上下関係があると考えて良いと思います。そういう意味で、「セクハラ」「パワハラ」「アカハラ」とか、それ以外にさまざまな言葉がありますけれども、やはり共通したものであると考えられると思います。

ハラスメントの構造ですが、大学は、職員さんにとっては職場だし、教員や学生にとって職場であり勉学の間。「自らの意思で容易には離脱することが難しい」場です。

「難しいと言っても、歩いて出て行けばいいじゃないか」という話になるかも知れませんが、そうではなくて、そこで決まった時間就労しなければいけない。或いは、授業やゼミ、研究指導を受けなければならない、サークル活動もしなければならないなどの、離脱が難しい状況がある。

そこで、例えば上司と部下、教員と学生、或いはクラスとかゼミ、サークル等、そういう密接な関係、或いは優越関係を利用する、そして不快に感じる言動が行われる…ということになります。

一番下の「それにより…」というのは、損害の部分です。客観的な要件としては上の3つ。4つ目はそれによる損害ですから、ハラスメントの定義としては4つ目はなくてもよい、客観的な状況としては上の3つで考えるべきではないかと思います。

よく言われるのが「大学はハラスメントが起きやすい土壌だ」ということ。

余談ですが、私は立命館大学で教員をしておりまして、それから他のところでも幾つか。非常勤だとあまり感じませんが、教員をさせて頂いた立場から言うと、私は元々純粋な弁護士ですから、「大学とはなんて閉鎖的なんだろう」と。もちろん立命館が特別という訳ではありませんし、悪意があるという意味でもまったくないのですが、アカデミックサークルの閉鎖的というようなものを感じることがありました。「教育をする」という関係は、指導 - 被指導関係、依存 - 被依存関係とか、支配 - 被支配関係とか、いろいろな言葉に置き換えることができると思いますが、「指導 - 被指導という関係を含む」、このことは「容易に権力関係（支配 - 従属関係）に転化しやすい」ということだと思います。

ここにあるように、特に教員の方は有能とされるから教員になる、社会的地位もあります。特に、近頃は期限付き雇用の教員も随分増えていることもあり、期限なしの教員の方は、採用の段階で選抜されているという感覚をお持ちになるでしょうから、特にこの（ア）の感覚をお持ちになる可能性があるのかな、と思います。

それから（イ）に「関係の固定化」と書きました。学生さんは卒業するまで、あくまでも指導される側。教員についても、先輩教員はいつまでも先輩教員。職員さんと

の関係では、言い過ぎかも知れませんが、教員が主人で職員は使用人の関係ではないかと思われるケースをたまに聞きます。

多くの場合、教員側に悪意はないし、「自分が支配してやるぞ」と思っているわけでもないのですが、ただこういう構図の中では、自ずと相手方が今流行りの言葉で言えば“忖度”します。配慮します。そのことを、教員というか上に立つ人たちはよほど気を付けないと、ハラスメントに転化してしまうと思います。

もう少し具体的に言いますと、「卒業の要件」は明確です。必要単位数が明記されている。けれど、成績評価には不透明さが否定できないと思います。数値化できるかどうかは難しく、裁量を入れざるを得ないことはよくわかりますが、でも不透明さが拭えない。「論文の査読基準も不透明」「教員の裁量の幅が大きい」、これらも悪いと言うつもりはありませんが、しかしながら、ときには、裁量権の濫用ということがあり得る訳ですね。

学生から見れば、単位をもらえなければ卒業できない。ABCD の評価のうち「何で私はCなんですか」あるいは「Dなんですか」ということで、学生が異議申し立てをする制度がどこの大学にもあると思いますが、異議が通るということは、ほとんどないのではないのでしょうか。私の知っている限りでは、ほとんどない。そういう場合、教員の方は、ある意味でムキになって…と

言うと言い過ぎかも知れませんが、「これこれこういう理由であってこれ以上の評価はあり得ない」というような回答をなさるのではないのでしょうか。一度成績が付いてしまうと恐らくそれは引っ繰り返らない、ということになると思います。

ゼミや研究室、特に院生などに関して言うと異動もなかなか困難。そうすると、我慢せざるを得ないことが続きます。

それから、職員さんとの関係や教員同士の関係をみても、有期雇用、期間付き雇用契約が随分増えている中では、やはり契約の更新がないといけない。そもそも教員の採用数が減っていると思いますので、採用されること自体がなかなか大変ですが、仮に採用されたとして、雇用が継続するかどうかということがやはり一番気になることです。

異議を唱えると契約が更新されない、自分の道が閉ざされるのではないかと、構造的に有期雇用の方達はこういう不安を抱えていることは間違いないと思います。上に立つ人が言うか言わないかの問題ではありません。これが容易に権力関係に転化されやすい、ということになります。

それから、「学問の自由」に基づく相互不干渉と書きました。学問の自由はもちろん大切です。ただ、ここにわざと括弧をつけたのは、それを理由にあまりにも不干渉が起きているのではないか、つまり、隣の研究室に何があるのか、何をやっているの

か、同じ科の、同じ学部でもよいですが、その教員が一体何をやっているのか…ということ、どのくらいご存知なんでしょう?…と思うんですね。

そもそも、教員の方達は学生への教育方法を学ぶ機会があったのかなと思います。私の知っている範囲では、「そういう機会はなかったよ」というお話を聞きます。共通ルールもないし、他の教員を真似ることもない、真似るというのは参考にするという意味です。

特に大学院の研究室は閉鎖的で、恐らく何もわからない。研究室で院生や学生にवाईな行いをした、というケースがたまに表に出ますが、「たま」です。隣の研究室で何をやっているかわからない、ということも原因の一つだと思います。大学によっては、そういうこともあり得るので、院生や学生がいるときは研究室のドアを必ず開けておくとか、中を見通せるようにドアに窓というかガラスを嵌めるような所もあります。でも、そこにブラインドを下している人もいるし、だからと言って必ず注意される訳でもない。…というようなこともあって、実のところは何をやっているか、わからないことが多いのではないかと思います。

その中で学生や院生に何が起きたか、学生や院生がなかなか言いにくいだけでなく、大学も事実を把握しにくい、ということになります。

ということなので、そもそも大学はハラ

スメントが起きやすいのかな、と思っています。

では大学は何をすればよいのでしょうか。

ここに書いたのは普通に言われていることです。恐らくここにいらっしゃる皆さんの大学でも、大なり小なりおやりになっているのだと思います。

少し付加しますと、啓発や研修について、これは名古屋大学の例です。非常に細かくやっている。細かくと言いますか、小さな単位でもやっているのは、とてもよいことだと思います。確か九州の方の大学で、入学式の時に全新生を対象にハラスメントについて研修とか講演をやっているという話は聞いたことがあり、それはそれでよいと思いますが、それとは別に、例えばゼミ単位であるとか、研究科単位であるとか、そういう小さな単位でワークショップですとかディスカッションとかいろんな形式・内容の研修をするというのは、非常によいことだと思います。

それから、先ほど出ました京都教育大学ですが、これは京教大の先生に「こういうことをやっていますよ」とお聞きした内容です。全員に「性暴力と性教育」、あそこではセクシャルハラスメントが起きたから、基礎ゼミで全員に「性暴力と性教育」についての教育を行っている、ということです。

そして、もちろん学生に対する教育も必

要ですが、特に必須なのは教員への研修だと思います。ベテランの教員と若手の教員のどちらにと言われると、それは人それぞれだから何とも言えませんが、ただパワーという意味ではベテランの教員の方が強いから、特にマストかなという感じはします。若手に対してもマストで研修を行うなど、やはりここをきちんと押さえることだと思います。

繰り返しになりますけど、別に「悪いことをしてやろう」とみんなが思っている訳では全然ないけれども、知らない間に、気づかない間に、「こんなことは問題にならない」と思っていることが、実はハラスメントだということが十分あり得る訳ですから、そういう意味で自覚を持って頂く必要があると思います。

それから相談…皆さんのところでも相談機関と言いますか、「何かあったらここに相談してくださいね」という制度を設けていると思いますが、多くの場合、当該大学の教員や職員の方の中から相談員を選出しているのかなと思います。それはそれで必要なことなのかも知れませんが、ただ、例えば「はい、何学部から何人出して」とか、そういう割当制で出してしまうと、必ずしも適格でない方が選出されてくる可能性もあるので、選出方法については検討が必要だと思います。

それからもう1つ、外部相談員はぜひ積

極的に置かれた方がいいと思います。ここでは「医師、カウンセラー」と書きましたが、最初の段階では弁護士やカウンセラーということになると思います。というのは、学内でハラスメントが起きた場合、典型例で行きますと、「教員から学生がハラスメントを受けた」と少なくとも学生さんが思っている場合には、多くの場合、誰に相談するかは、相談員のリストがあって「そこから選びましょう」となると思います。けれども、そもそも「大学の教員からハラスメントを受けた」と思っている学生にとっては、学内の相談員は中立ではない、少なくとも「中立ではない」と思われる可能性は大です。大学の組織の中の1人ですからね、教員というのは。授業やゼミなどでよく知っていて信頼できる教員に相談する場合は別だと思いますが、そうでなかったら、そもそも中立性を疑われる可能性が大である、ということをお考え頂く必要があると思います。

そして、もし相談員になられたら、皆さんの中にも相談員がいるかも知れませんが、とにかく相談に来た方の味方だという姿勢で相談に乗ってあげて欲しいと思います。

というのは、「中立」というのは「等距離」という意味ではないからです。もともとハラスメントというのは、パワーのバランスが対等ではないところで起きている。そこで、中立とは等距離の意味だともし考えたとすれば、パワーバランスはいつまで経っ

ても是正されません。わかりやすい例をあげれば、シーソーは元々傾いています。傾いている時に両端から等距離を保つのであれば、傾きはいつまで経っても直りません。ここは、低い方をグイッと押しあげなければダメです。グイッと押しあげて初めて、パワーバランスは是正される。

とにかく相談者の立場に立ち、相談者の話に疑問を挟まず、受け入れる。受け入れて、「あなたの立場に立ちますよ」ということをきちんと伝えて、相談に当たって頂く必要があると思います。

ただ学内相談員は、一生懸命やって頂いたとしても、先ほど言ったような限界があります。また、被害者の中には、「大学に知られずに相談できるところがないだろうか」と探す方が多いと思われます。そこで、是非、外部の相談員を用意の方がよいと思います。その場合、一応経験のある弁護士の中にはハラスメントに詳しい者もいます。学内の相談員の方はもちろん専門外でおやりになる訳ですから、そこは自ずと対応に差が出てくると思います。別にこれは、大学の学内相談員の方が悪いという意味ではなく、我々だって専門外のことは全く素人ですから、「それぞれができることをやりましょう」ということです。

京都のある私立大学で、私も長年外部相談員をやっております、その大学の相談員リストの中にメールアドレスが書いてあります。そうすると、学生さんや院生さん

だけでなく、教員からの相談も割とたくさんあります。どこかで学内の方に相談することに対する不安というのがあるのではないかと思いますので、学外ということをぜひお考え頂きたいと思います。

それから「早期の介入」と書きました。早期であれば、処分の可否に向けた「調査」とは別の、環境改善のための「調整」ということもあり得るのかな、と思います。これは「調査すべき事案を調整で終わらせてしまっただけ」ということではありません。そういうことではありませんけれども、ただ早期であればあり得る。

調査を申し立てるということは、申立人にとっても大きな負担です。特に心理的には著しい負担だと思いますので、早期に解決するのであれば、あえて調査をしないということもあり得るように思います。ただこれは、申立人の納得と言いますか、希望が必須です。

それから、ぜひ大学にお願いしたいことは、調査をする場合にはきちんと調査をする、徹底的に調査をする。そして、その記録をきちんと残すということを、これは強くお願いしたいと思います。

大学が懲戒処分をするとしますね。懲戒処分を受けた側がそれに対して不服で、「処分が無効である」ということを確認するための訴訟を起こす場合があります。その場

合に調査記録、一体大学がどういう調査をして、どういう過程でそういう処分に至ったのかという記録を、裁判所に提出するよう求められることがあります。その場合、私は、大学は記録を提出すべきだと思います。

ところが、調査記録を裁判所が検討した結果、正確性や信用性に疑いがあると判断されて、それが1つの理由となって処分無効となるケースが、現に出ています。ですから、将来の再審査と言いますか、大学外で調査の信用性・正確性が検証されることがあると予想した上で、きちんとした調査をぜひやって頂きたいと思います。

ただそうは言っても、なかなか難しいところがあるのは事実だと思います。そこで、例えば、本当に早期に複数、2人という意味ではなくたくさんという意味ですが、たくさんの弁護士を投入して集中的に調査を実施するということが必要なのではないかと、思います。

先ほどちょっと出ました京都教育大学の事件で、私は控訴審から大学の方の代理人に加わりました。細かいことは申し上げられませんが、一審は100%大学の負けです、処分無効。最初に原審の記録を見たときには、正直に言うと、「これは負ける」と思いました。大学には申し訳ないですが。

負けると思った理由はいろいろありますが、1つ影響が大きかったであろうことは、あれはご承知のとおり、私共に言わせれば

複数の学生による強制わいせつ事件ですが、その処分された学生以外の学生、20人か30人ぐらいが、処分された男子学生達がいかによい人達であって、尊敬されている人達かということ、対して被害者の女子学生がいかに問題があるのか、ということを書き、その文章が提出されていたのです。提出した学生中には、女子学生もたくさんいました。ここは学生への教育の問題ですし、こういうことに影響されてしまう裁判所の問題です。

ただ、もう1つ、大学の先生はその時に、一生懸命調査をされたと思うんですよ。一生懸命やられたのはわかります。「こんな事件を許しちゃいけない」という思いで、本当に正義感もあってやられたのだらうということは読み取れます。読み取れますけど、調査記録を読みますと、やはり足りない。先生たちは一生懸命やられたと思いますが、時間も限られていたし、それからこのような調査や判断は普段やっていないことです。それぞれの分野での勉強とか研究とは勝手が違う。ですから、もともとちょっと無理があったのかなと正直思いました。

だから、そこで複数の、2人以上のたくさんの弁護士を集中的に投入して調査を実施するのがよいのかな、と思います。もちろん我々は弁護士と言っても、「座ればぴたりとわかる」なんてそんなことはあり得ません、神様じゃありませんから。調査をするに当たっては、相当な時間を割いて準備

をすることが必要で、その上で、調査、ヒアリングを行う訳ですし、1人2人だと時間的にも無理があるうえ判断を間違えるかも知れないから、だからたくさんの弁護士を集中的に投入することを考えた方がよいと、その時に思いました。

それからあとは、「必要な範囲で」ということになるのですが、双方に主張を開示する必要があると思います。恐らく大学の調査の時には、それぞれ相手方がどういう主張をしている、どういう証拠を出しているということについては、開示していないのではないかと思います。これはなかなか難しいところがあって、訴訟のように全部を開示すればよいというものではないというのはわかります。わかりますけれども、基本的な主張については、ある程度開示をしないと、それに対する的確な反論が難しくなる場合もありますので、事案に応じてということになりますが、それぞれに「攻撃・防御」と我々の業界では言いますが、主張する機会を与えるというのは必要だと思います。

それから主張や証拠を延々と、というのはダメです。メールとかLINEの束が延々と出てくるとか、そういうのをいつまでもやるのはダメですから、期限を区切って提出を求めていくのが必要だと思います。

それから、いろんな原証拠ですね、これは録音も含めてきちんと保管をお願いした

いと思います。

それで、あとはもちろん「適正な処分」。加害行為の内容に対応した処分というのは、一般論として当然のことですが、これをやはり考えないといけない。いきなり厳罰にすればよいということでもなく、段階的な処分というの也被考えられると思います。ただし、処分無効の訴訟を恐れるあまり軽い処分にする、ということがもしあるとすれば、それはやはりダメだと思います。そのようなことは、もちろん被害者を傷つけますし、公正さを害し、大学への信頼を失わせることにもなります。

ただ、そうは言っても、大学に十分な調査力がないこともあるし、「処分無効の訴訟で負けたら困る、処分無効どころか損害賠償請求を受ける恐れもある」という気持ちも理解できないわけではない。

これについては、大阪高裁が判決の中でこのようなことを言っています。まず、仮に大学による懲戒処分が無効であると裁判所が判断した場合には、確かに「不法行為責任を負う」可能性はある。しかし、「大学が事案に応じて調査の方法及び態様等について配慮した上で十分な調査を行い、その調査結果を検討した結果、やむなく事実誤認をしたという事情がある場合には、過失はない」と、言っています。

仮に大学が責任を負うとしたら、不法行為責任ですから、故意または過失が必要で

す。もちろん大学が事実ではないとわかっていながらあえて事実と認定することは普通考えられませんから、大学が責任を負うとしたら過失責任です。でも、きちんとした調査を行い、しかも調査に基づいてその後の処分内容を決定する際の判断にも特段問題がないという場合には、過失が否定されますから、責任を負うことはありません。やはり、きちんとした調査をやることが重要ということになります。

もちろん、「裁判所ではないのだから判断できない場合がある」というご意見もあると思います。つまり、調査をして何らかの結果を出さなければいけない事案というのは、申立人と相手方の間に主張の違いがある場合であり、しかもはっきり客観的証拠のある事件ばかりではないので、「結局わかりませんでした」という結論しか出せないのではないかということです。この点は立証責任に関連して後で申し上げます。

私が申し上げたいのは、大学としてはそれなりの判断をして欲しい、ということです。「わかりませんでした」と、ギリギリやってわからないものは、それは仕方がないです。だけど、大学なりのきちんとした調査をした上で判断できることは判断してほしい。もちろん丁寧な調査、丁寧な判断が必要ですが、「双方に争いがあるからわかりません」という形での終わり方はあまりしないで頂きたいと思います。

それから被害者への支援について。学生に対しては「修学権の保障」が第一。難しいのが「ネット上の書き込みへの対応」ではないかと思います。他の学生や加害学生がネット上にいろいろ書き込むことがあります。この対応は、非常に難しいと思います。いかに事前に学生に防止教育ができるかという話に最終はなるのかも知れませんが、なかなか悩ましいところだと思います。

また、大学に対する不信感があると思いますので、大学がどう対応しているかだけでなく、「可能な限り」という限定付きではあっても相手方の状況なども伝えて頂きたいと思います。

それから「授業や実習での配慮」のところですが、「相手方との接触阻止」は、最終的には処分の形になるかもしれませんが、処分の有無・内容を決めるまでにはある程度の時間がかかるのは事実です。そこで、暫定的にでも止める、暫定的に立ち入りを禁止するなどの暫定的な処分も考える必要があると思います。

あとは、職員さんや教員にはこういう感じで、すべて必要だと思います。

次に、「法的責任」のところです。

改めて言うまでもなく、ハラスメントによって侵害されるのは「人格権」。ただ、それだけではなくて、労働権、或いは勉強や研究の権利、場合によっては生存権なども侵害されます。もともと不快に感じる、

苦痛を感じることに加えて、二重、三重の被害を受けることになります。

そして、セクシャルハラスメントについて少し申し上げますが、これは「相手方の意に反する不快な性的言動」と普通は定義されています。この「相手方の意に反するか否か」というのは、一体誰の主観を基準にするのかという問題が一応あります。先ほど述べたように、被侵害利益は「人格権」。人格権というのは要するに、「私はこう考える」ということです。「私はこう嫌だ」「たとえあなたが良くて私は嫌だ」と言うことができるのが人格権です。嫌かどうかはそれぞれの人が勝手に判断して良いのです、人格権というのは。誤解を招く表現かも知れませんが、自分勝手でも何でもいいのです。それが人格権です。その人格権が被侵害利益、保護法益ということですから、その言動を受ける人の主観、その人が嫌だと思ったらダメです。他人の足を踏んだ側が「これぐらい気にすることではない。あなたは過敏なんじゃないですか」と言うことはできないのです。参考までに人事院規則も、「相手方（行為の受け手）の判断が重要」だと言っています。

しばしば、「平均的な女性的主観、または平均的な人間の主観を基準とすべきだ」と言われることがあります。平均的な人間だったら「これは嫌だ」と感じるのか、不快に感じるのか、平均的な人間だったら「こ

のくらはまあ別に構わないでしょ」と感じるのか。或いは平均的な女性ないし男性の主観で決めるべきだと。そうしないと相手方（行為者）に予測可能性がなく、不意打ちになってしまうというのです。しかし、そもそも平均的な女性とか平均的な人間の感じ方って、誰がわかるのでしょうか。誰もわかりません。「普通はこうだよ」とか「常識ではこうだよ」という言い方をしばしば聞きますが、結局それはそう言っている人の主観にすぎません。結局、平均的な女性とか平均的な人間を基準にするということは、行為者或いは判断者の主観を基準にする、という以上のことにはならないはずで、論理的に。それこそおかしいと思います。もともと人格権が保護法益だというのに、行為者或いは判断者の主観を基準にするなんて、論理的にあり得ない話になります。一応この辺も押さえておいて頂きたいなと思います。

ただし、理屈としては被害者の主観が基準なのですが、ただ難しいのは、被害者の主観を客観的に判断すること。「その時被害者がどう感じたか」ということを客観的に、後から第三者がどう判断するのかというのが、これはなかなか難しい。結局はケースバイケースで考えるしかありません。「経験則」という言葉で示されますが、結局その前後の事情だとかで判断するしかないという限界はあります。ただ、「基準は被害者の主観なんだ」ということだけは、押さえ

て頂きたいと思います。

それから、この下にしたことは、どういうわけかなかなか理解していただけないことです。

例えば「1週間前はOKだった」と。「だったら今日もOKでしょ?」と、そんな経験則があるのでしょうか。そんなルールはないです。「1週間前はOKでも今日は嫌」ということは、十分当たり前にあり得ることです。それから、「昨日OKでも今日もOKとは限らない。今日は嫌だ」、そんなことも当たり前にあり得ることです、当たり前のこととして。そして、Aさんからある行為を受けたのならOKでも、Bさんからその行為をうけたら、全く同じ行為だったとしても、それは嫌だということは十分あり得ますよね。皆さんが自分のことで日常生活を考えてみられたら、こんなのは当たり前にわかることだと思うのです。

ところが、この当たり前のことがなぜか当たり前に理解されないことがある。「当たり前だ」という風に判断権者が考えないことがある、裁判所も含めてそうなのです。ここは非常に要注意ですね。

つまり、「普段の言動から考えたらこうに違いない」とか、勝手に判断してしまうことがあり得ますが、そこは十分に気を付けて頂きたいと思います。

そして、パワハラとかアカハラについて。実際問題として「職務上の地位若しくは

権限又は事実上の上下関係」の有無は、おそらく主要な争点にはならないと思います。主要な争点は、「適正な範囲を超えて」又は「不当に利用して」行われた言動であるかどうか、ということになると思います。特に、「適正な範囲を超えたかどうか」ということはまだわかりやすいのかも知れませんが、「不当に利用したかどうか」ということになると、双方の言い分が全く食い違うということがあり得る。

これをどう考えるですが、「職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係」について、そのような地位や権限を持つ人はそれを「適正に利用すること、不当に利用しないという義務がある」と考えれば、義務を履行したこと、つまり適正に利用したこと、不当な利用をしなかったことは、それを主張する人、つまり、そのような地位や権限を持つ人人が立証すべきだと思えることができるのではないかと思います。先ほど、ギリギリ調査しても結局判断できなかったという場合があります、言いました。そういう場合でも、「適正に義務を履行したこと・適正に利用したことは、それを主張する側、つまり地位・権限を持つ人が立証すべきである、証明すべきである」と考えることができれば、地位・権限を持つ人がこれを証明できなければ、適正な範囲を越えて又は不当に利用したという判断になります。

このように考えないと「不当に利用され

た」とか「適正な範囲を超えた」ということは被害者側に証明責任があることになってしまう可能性があります。

ただ、もともと証明責任が問題になるのは、本当にギリギリの限界事例であり、その時に証明があったと考えるかどうかは判断権者の判断如何です。判断権者が、きちんと事実を認定できず、証明責任を理由に被害者側に不利に判断することになってしまったら困ります。

だから、大学が調査等をする場合にも、判断権者が正しく認定できるように、メンバー人選であるとか、その方達の見識だとか経験が問われてくると思います。なかなか難しいことです。

あと、これは「こんな責任が生じています」ということで、おわかりだと思います。めったにありませんが、1千万円を超える損害賠償が認められたケースもあります。やはり一番よいのは未然に防止すること、或いは早期に解決することだと思います。

これは数字がちょっと古いのですが、セクハラ、アカハラ、パワハラの処分件数です。これは報道されたものだけなので、実際はもっともっとたくさんあると思います。報道されたということは、多くの大学は公表基準というものを定めており、公表基準に合致しないものは例え何らかの処分をした場合でも公表しないということになりますし公表したとしてもそれが全て報道され

るとは限らない。大方報道される可能性はあると思いますけど、全てという訳ではないということになります。そうすると、この数字よりもたくさんのハラスメントが起きている可能性がもちろんあります。その前にそもそも、被害者側が何の申し立てもしないケースがかなり多いのでしょうね、恐らく。なので、実際はかなり起きているのかなという感じです。

それから、あとこれは大急ぎでします。

これも皆さんは、こんな風に思っている方がいるというのは、多分感じていると思います。「セクハラなんてダメなのは決まっているじゃないか。でもそれは、よっぽど変な人がやるんだ」と一方で思って、他方で「何で嫌なら嫌と言ってくれなかったんだ。言ってくれたらやめたのに」と言われることもあると思います。

ただ、「嫌がっているのに強要するのはハラスメント」ではないのです。そういう風に言われていますが、実はそうではなくて、私共がやっているケースでも、「相手が嫌がっているなんて全く思わなかった」というように、加害者とされる方はよくおっしゃるんですね。

私は実を言うと、最初の頃は「自覚があるのにそれを認めるのが嫌だから、こういう風に言っているのだろう」とずっと思っていました。けれど、ある時期に「どうもそうではないようだ」と気づきました。「こ

の人達は本当に、相手が嫌がっていると思っていなかったのかもしれない」と、全部とは言いませんが、でもそういう人達が随分多いのかなと今は考えています。

つまり、大半は確信犯ではないのですよ。報道では絵に描いたような確信犯で、「相手が嫌がっているのがわかっていただけれど続けた」という風に大体報道されています。確かに結果論としてはそういう認定になりますが、「本当に嫌がっているとは思わなかった」という行為者が随分いるのだろーと思います。

だから、「嫌がっているのに強要するのはハラスメント」ということで啓発や研修をしても、多くの行為者は「相手は嫌がっていなかった」のだから「これは自分のことではない」と思うのだと思います。ですから、こういう啓発は危険。「嫌がってなくてもハラスメントはあり得るんだ」「あなたが『嫌がっていない』と思ったとしても、ハラスメントはあり得るんだよ」ということを言わないといけない。

それから、「強要でなければセクハラではない」。これも同じことの言い換えですが、「自分は強要していないのだから、ハラスメントである訳がない」と確信している人がいる。よくあります。やむを得ず行為者に迎合した言動やメールがありますが、ここに書いたのは厚労省のセクハラ労災認定基準の抜粋ですが、厚労省ですら迎合

メール等がセクハラ被害を否定する理由にはならないと述べています。

単発事案の場合、強制的わいせつ行為等が1回だけで済んだ場合には、「それはひどい目に遭ったね。不意打ちに遭って可哀想だったね。あなたは被害者ですね」という反応をすることが多いのではないかと思います。ところが被害が2回3回4回5回と続いたとしてください。後になって被害者が「私は最初からハラスメントを受けていたんだ。嫌だったんだ」と言ったとしても、割と冷たい反応を示す人が多い。私の経験でも、「嫌だったら断ればよかったではないか。何も引きずって連れて行かれた訳じゃあるまいし、鍵をかけた部屋に閉じ込められた訳でもあるまいし。どうして逃げられなかったのですか?どうして行ったのですか?」という質問が出てくることが、いまだにあります。

だけれども、ここに書いてあるように、立場上もあるし、ハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいという気持ちもある。相手はパワーが上だし、なぜか被害者の方に過失があったと非難されることもまだ多いですから、なるべく被害はなかった、何事もなかったというような形を取りたいと思うことがよくあるのです、本当に被害者の方達の中には。

ここで正面から断ったら、要するに事を荒立ててしまったら、加害者から何をされるかわからない、ということもあります。た

いていの加害者は被害者を殺傷しようとは思ってはいないですが、そうはいつでも実際に傷害を負わされたり殺害された被害者はいますし、多くの被害者は豹変した加害者が理解できず、殺されてしまうのではないかと恐れる被害者はいます、本当に。客観的に見たら、そういう危険はないと思いますが、なくても、そういう風に思ってしまう。だから、次から次への誘いが断れないことが実際にあります。だから「強要でなければセクハラではない」というのも間違っているのです。

そして、特に行為者が上司であり被害者が部下である場合、或いは行為者が正規職員であり被害者が非正規労働者である場合などは、被害者の心理的負荷を強める。「心理的負荷を強める」というのは、結果的に例えば PTSD 等を発症したことを指すだけではなく、途中経過でも心理的負荷がありますから、自分では被害の状況から抜けられないことがあります、被害者には。そういうことも理解して頂きたい。

それからもう1つ、「望まない」とか「意に反する」とか書きましたが、「望まなくても受け入れざるを得ない状況に追い込まれること、それもハラスメントなのだ」ということです。たとえ「はい」と言ったとしても、ハラスメントはあり得ます。被害者の人が「はい」と言ったとしてもあり得る、ということを考えてください。

例外は、「真摯な同意」がある場合だけ

です。真摯な同意がある場合だけ、除外され得るということです。じゃあ「真摯な同意」って何だ？…という話になります。残念ながら日本では、法律家業界も含めて、「何が真摯な同意か」ということについてのきちんとした考え方は、確立していないと思います。

それでここに持ってきたのは、ちょっと古いかも知れませんが、アメリカの報告書がありまして、以下の全てを満たすものだけを「同意」と定義づけている。全てを満たさない限り同意ではない、ということです。これは少年の性非行ということで考えていますから、年齢などが書いてありますが、大学におきかえれば、①②は恐らく問題にならないと思いますが、③④⑤は問題になってくる。これらを慎重にやる。上下関係の下では、特に④と⑤が問題になってくると思います。「真摯な同意」というのは本当に慎重に考えて頂きたい。「滅多なことでは真摯な同意はないのだ」という感じでむしろ思っ頂く方がよいと思います。

それから、また京都教育大学の話を出しますけど、一審は処分無効でしたが、控訴審の大阪高裁は大学の処分を有効にしました。その理由の一部ですが、あれは確か大学の追いコンだったと思いますが、まず、被害者には「飲酒による判断力低下が推測される」。そして、「将来教員となる可能性が高い学生らは」、これは加害者側もことです、「分別の不十分な女性の軽率さに乗じ

ず、教え、諭すだけの高い倫理観や高潔性が求められていた」として、「処分は裁量の範囲内である」としました。

これは特に、別に教育大学でなくても、大学の場合は（大学でなくても）十分この理屈があり得ると思います。大学生であろうとなくろうと、相手方が酔っ払っているのにつけ込んではいけないというのは、当たり前前の話です。これは、教育としてきちんと伝えるべきだろうと思います。

それからもう1つ、「人は誰でも誤った意思決定をする可能性がある」ということも、やはり考えるべきだと思います。教育大のケースでは、仮に判断力の低下がそれほどではなかったとしても、被害者が誤った意思決定をしている（後で本人が「あれは自分としては正しい判断だった」とは思わないであろう意思決定をしていること）ことは明らかでした。そこで、当方から「人は誰でも誤った意思決定をする可能性がある。それに乗じることは、教育的に見て良くないのは当然。だから大学の処分は正当である」という主張をしました。私は本当にそう思っています。

大人になって、大学を出た後だって、誤った意思決定はあります。みんなあり得る訳ですから、それに乗ずることはダメなんだ、と考えなきゃいけない。つまり、「真摯な同意」との繋がりになりますけど、真摯な同意の認定事態を慎重に行うべきはもちろん、仮にある時点で真摯な同意を認めたと

しても、それが誤った意思決定の可能性があるのであれば、そこはストップすべきである…ということを、大学としては考える方がよいと思います。

それから「嫌ならはっきり断るべきだ」。これもよく言われますが、ここで言いたいのは、「なぜセクハラについてだけ、被害者は明確に拒絶しなければいけないのか」ということです。

ちょっと突飛な例かも知れませんが、刑法に「住居侵入罪」という犯罪規定があります。他人の住居に勝手に入り込んだら、それだけで犯罪成立の可能性があります（店舗などは別。普通に入ることができます）。ただ例外として、その家の所有者や占有者が、「入ってもいいよ」と同意をしていたことを侵入者が証明したら、違法性がなくなり、犯罪は成立しないことになります。

そして、他人の住居に勝手に入り込んだくせに、所有者あるいは占有者に対し、「入るのが嫌なら嫌だとはっきり言うべきだった、言わない方が悪い」と主張する人はいませんよね、普通。入る前にきちんと同意を得ない方が悪いと皆が思っている。ところが、セクハラについては、例えば他人の服の中に勝手に手を突っ込んだ人が、被害者が嫌だったと言うと、「同意だと思った」「嫌なら嫌だとはっきり言うべきだ、言わない方が悪い」と主張することが、何故かたくさんある。おかしいことです。何が違

うのでしょうか？

「身体的自由・精神的自由の領域」は、完全に自己決定できます、完全に自由です。つまり、本人の「積極的な同意がなければ他人は決して侵入してはならない領域である」ということです。NOと言わなかった、つまり不同意の証明を求める方がもともと間違いです。「『同意』の存在はそれを主張する者に証明責任がある」、つまりこの例で言えば、他人の服に手を突っ込んだ人が、服を着ている本人が予め「同意していた」ということを証明する責任があると考えべきです。突っ込まれた側が「不同意であった」ということを証明するなんてことは、論理的におかしいということをここで申し上げたい。そういう感覚を、ぜひ調査の時などには持って頂きたいと思います。

あと、「被害者がはっきり NO と言えない理由」はいろいろありますが、結局、加害者が「NO と言わない相手を選んでいる」ということになるかと思います。上下関係がある中では、あからさまな脅しなどは不要です、「言うこと聞かないとこういう目に遭うぞ」なんてことを言う必要は全くありません。相手の被害者の方が、自ら調子を合わせたり迎合したりしてくれます。ですから、行為者の方は強制をしているとは全く思わない。でも、行為を受けた側は自発的な同意など全くしていません。ですから、力を持っている人は自分が力を持って

いることに気づきにくいので、そこを自覚することが一番大事なのかなと思います。

ということで、すみません、時間を超過しまして。一応終わります。

司会：

大変興味深いご講演を、ありがとうございます。あとまだ15分ほど時間がございます。この機会にご質問・ご確認、ぜひ何かありましたらよろしくお願い致します。…いかがでしょうか。

それでは私の方から…先ほど処分の公表とか、本人同士・当事者同士に、どこまで調査が進展しているかについても情報を与えるべきではないか、というご意見がありましたけれども、例えば公表という場合、現在は恐らくどの大学も懲戒処分以上については公表…当然匿名ですが、それ以下ですと公表しない、としていると思います。これは、二重の制裁になるというか、いろんな考え方があると思いますが、この辺りは全てについて公表すべきだとすれば、それはどのような理由付けが成り立つのか？ということと、もう1つはヒアリング調査の過程で情報を互いに提供する、或いは調査が終わった後に提供する、それによって生ずる特に被害者にとっての不都合・不利益というものは考えられないのか、この辺りについて何かお考えがありましたら、お教え頂けますでしょうか。

吉田：

はい、公表ですね。全て公表するかどうかは確かに問題があるかも知れませんが、例えば弁護士会で言えば、弁護士会の懲戒と言えど戒告とあと業務停止とか退会命令とかあるんですけど、戒告が一番軽いのです。戒告も含めて全部公表しています。それ以下の注意処分は弁護士会にはありません。しかし、大学には懲戒処分にはいたらない注意処分のようなものがあると思いますし、公務員でも同様かと思えます。これらを全部と言われるとなかなか厳しいですけれども、私は基本的に公表した方がいいと思っています。

公表の仕方として、ホームページに載せるのかとか、学内でどこかに掲示するのかなというやり方は、それはいろいろ段階を付けてもいいのかも知れませんが、公表自体はやむを得ないのではないかと思います、私自身は。ただこれは、いろんな意見があるかも知れません。

当事者の主張内容については、骨だけ、骨子は伝えてもよいのでは、と思っています。詳細を伝えるという意味ではありません。特に、非常にプライベートなことが書かれる可能性がありますから、それは伝える必要はないと思います。あくまで詳細まで問うつもりはなく、ただ、全く知らないところで、こちらが一生懸命主張しているのに、こちらが知らない相手の主張について全く反論の機会すらない状態で、いきな

り相手の主張が採用されて決まってしまった…というのはよろしくないのかな、と思っています。

司会：

はい、ありがとうございました。

他に何か、ご確認・ご質問はございませんでしょうか？…はいどうぞ。

質問者 A：

奈良医大の●●と申します。ご講演ありがとうございました。

質問させて頂きたいことが1点ございます。1つは「啓発・研修」のところなんですけれども、そもそも研修にハラスメントをするような人が来ない。そういう人にどのような研修をしても…研修に来る人は真面目に捉えている人が多い、というのが1点あります。

そうすると、研修をやっても当人は気づかないというか届かない。結局それによって、最後に先生が言われたように、当事者は言わない人・言えない人を選んでハラスメントをしているので、すごく大きな問題になるまでに自分が自ら辞めてしまう、というような事例をいくつも見ていますけれども、そうなると決して表沙汰にならない状態のままずっと残っていく人が、結局研修は受けないし、「自分は違う」と言い切った場合、この研修とか啓発に対してどのようなことが効果的なのかなというも

思うんですけど、いいアドバイスがあればお願いします。

吉田：

1つは少なくとも必修にする、毎年全員参加の必修にするというのと…ここから先は暴論かも知れませんが、私は答案を書かせたらいいと思います、試験をしたらいいと思います。理解力を問うような試験。試験は皆さん得意かも知れないから、さらさら書くだけで終わっちゃうかも知れませんが、だけど書かせないよりはいいと思うんですね。それをしつこくやっていくしかないのかな、と正直思います。

ちなみに弁護士会でもセクハラ研修とかもよくやるんですけれども、おっしゃるように、来るべき人は来ないです。ですから、弁護士会の中でも我々は…弁護士会では倫理研修とか登録時の研修は必修なんです。そこに何とか少しでも組み込ませようという風にやっています。そうじゃないと、確かに来ないです。だからあくまで必修にして、かつ試験をやる…というのがいいと思います。

司会：

他に何かございませんか？

では先生の方から最後にお言葉がございましたら。

吉田：

確かに大学の中で、いろいろ相談とか調査とかあるいは研修なんかに当たられる方のお話を聞くと、「まあ、なかなか難しい世界だな」という感じは正直受けます。なので、今日、私はあくまで外部者だから、「ある意味で好きなことを言っているけど、現場に行ったらその通りにはなかなかできないよ」と思われた方もいるかも知れません。それはそうなのかも知れませんが、奈良にもハラスメント関係に詳しい弁護士もいるだろうし、いろんな資源をぜひ使って、少しでも防止のために尽力をお願いしたいと思います。以上です。

司会：

はい、ありがとうございます。

今日のテーマであるハラスメントについては、どの大学もそれぞれ深刻な問題から日常的な問題まで、いろんな問題を抱えておられると思います。先ほど研修に関してご質問があって、「本当に聞いて欲しい人は来ない」…これは、どこの大学でもハラスメント研修をすると必ず出るような、根源的な問いだと思うんですね。

例えば私共の奈良女子大学では、去年ぐらいですか、全員参加で出席を取るように致しました。そこでこちらの吉田先生に必修の第1回の講演をお願いしたのですが、その時に来られなかった先生には、私が補講を行いました。それでも100%の参加には

なりませんけれども、大学としてこれは任意で聞く問題ではなくて、教員として或いは職員として絶対的に必要な知識であり、対応の必要がある問題なんだということを大学としての姿勢をアピールするためには、先生が先ほどおっしゃったように必修化のような対応が必要かなと思いました。

情報の初期の公開ということについては、私も調べたことがございますが、東京大学は懲戒処分以前の処分についてもできるだけ公表する、といった方針を公表しております。それをどのような形で公表するのか、当然匿名にはなるでしょうけども、しかし公表することによって「こういうハラスメントだとこのような処分、或いは注意ということになるのだ」という連関が見えるようになると、自分の身近なところでハラスメントが起こっていて、学生或いは同僚が傷ついているということから、自分自身のものとして問題を捉え直して、今日先生がご講演くださったような、間違いだらけの常識を改めていく重要なきっかけになると思います。

これについては、それぞれの大学で今も取り組んでおられると思いますけれども、このたびの吉田先生のご講演を今後のさまざまな取り組みの参考にして頂けたら、講演を企画した側として非常に幸いに存じます。

今回の先生のご講演は、協議会の研究報告という形で活字になってホームページ上

にも公表されますので、また講演の詳細についてはそちらをご利用いただけたらと思います。

今日は本当に、貴重なご講演をありがとうございました。

では、これもちまして奈良県大学人権教育研究協議会の2017年度講演会を終了致します。ありがとうございました。

2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研 修 ・ 交 流 会

2018年2月17日（土）

奈良女子大学 コラボレーションセンター3階 Z306教室

プロフィール

中里見 博（なかさとみ ひろし）

大阪電気通信大学共通教育機構人間科学教育研究センター教授。
名古屋大学法学部を卒業後、名古屋大学大学院法学研究科及びミネソタ大学ロースクールで憲法学やジェンダー法学を研究され、2016年より現職。人権と両性平等の観点から、ボルノグラフィや売買春の抱える問題点を提起し、法規制の在り方を研究しておられる。

性の売買と人権

中里見 博

司会：

本日のテーマは『性の売買と人権』ということですが、実は「性の売買」という問題は日本では深刻な問題でございまして、若い学生さんぐらいの世代ですと、例えばタレント志望の学生さんがAV産業に絡め取られて、そこから抜け出せなくなって、多額の借金を負わされて訴訟になって…これは被害者の側が勝つという形でニュースが流れましたけれども、そのような問題。或いは「JK（女子高生）」の性の問題といった、非常に若い世代にも性の売買というのは非常に深刻な問題として存在しております。

中里見先生はこうした性の問題、ポルノグラフィの問題も含めて、非常に長く研究を重ねてこられていて、専門のご研究の本もたくさん出版なさっています。

では、『性の売買と人権』ということで、中里見先生、ご講演をどうぞよろしくお願い致します。

中里見：

ご紹介頂きました中里見と申します。今

日のテーマには、皆さん若干戸惑われたかも知れませんが、ジェンダーや「女性の人権」「男女の平等」を取り上げる時にも、「性の売買」はなかなかテーマにはなりません。いまだにこの問題には、「語ってはいけない」という社会の強いタブー意識があるのだと思います。フェミニズムやジェンダー論は、性に関する社会のタブーを1つ1つ取り除いてきたのですが、「性の売買」についてはまだ十分に取り除かれていないようです。

したがって今日は、まず「なぜこのテーマが重要なのか」ということを少し丁寧に話ししたいと思います。今日の参加者は男性の方が多いので、普通あまりしない個人的なことも少し話してみたいと思っています。

□なぜ性の売買を取り上げるのか（1）

——個人的な理由

以前からよく、「なぜあなたは男性なのにジェンダーの問題に関心があるのか」と聞かれてきました。そこで自分なりに考えると、私は男性集団における人間関係、関係性に違和感と苦手意識があり、そのことと、自分がジェンダー問題に関心があるこ

ととが関連しているという気がします。

「男性集団における関係性」というのは、「男性のホモソーシャルな関係」と表現されます。「ホモソーシャル」とは、「同性間の結び付き、絆」という意味です。同性間の性的な関係を意味する「ホモセクシュアル」と対比される言葉で、「ホモソーシャル」には、性的な意味は含まれません。含まれないどころか、すぐ後に述べますが、「ホモソーシャル」は「ホモセクシュアル」を恐怖し、嫌悪します。

男性間のホモソーシャルな関係、つまり「男性同士の絆」が顕著に見られるのは、「男らしさ」に強く依拠している集団です。典型的には軍隊ですが、日常的な例としては、一部の体育会であるとか、あるいは「体育会系」と呼ばれる集団とか、男性中心の企業の多くなどがそうだと思います。重要なことは、ホモソーシャルな男性集団が、しばしば「ミソジニー」つまり「女性蔑視」と、「ホモフォビア」つまり「同性愛恐怖」に支えられているということです。「男性同士の絆」というのは、したがって、女性を蔑視することと、男性同性愛者を否定すること、この2つによって結び付いている場合が多いのです。例えば、男性のホモソーシャルな関係で成り立つ職場などでは、買春の同調圧力があったりします。女性を性的な「モノ」として扱うというミソジニー（女性蔑視）が共通の価値観となっているわけです。

私が違和感を抱いてきた「男性同士の絆」の正体、実体が、「ミソジニー」と「ホモフォビア」にあると考えると、私が「フェミニズム」や「ジェンダー論」に惹かれた理由も説明がつきます。「フェミニズム」や「ジェンダー論」がたたかうのは、ミソジニー（女性蔑視）だからです。

しかし、「男性同士の絆」が嫌いだからと言って、自分がミソジニーとホモフォビアから完全に「自由」であるわけでは全くないことは、正直に申し上げておきたいと思います。自分にとってのジェンダー論というのは、自分をミソニーとホモフォビアから「解放」するためのささやかな抗いに他ならない、ということです。

「なぜあなたは男性なのにジェンダー論をやっているのですか?」という問いは、「なぜ男性が女性の人権の問題をやっているのですか?」と言い換えることができるわけですが、それに対する答えは、ですから、「女性のためにやっているわけではなく、自分の解放のためにやっているのだ」というのが答えになるだろうと思います。

□なぜ性の売買を取り上げるのか（2）

——社会的な理由

なぜこのテーマが重要なのかについて、もう少し視野を広く取った、社会的な理由をお話ししてみたいと思います。一言でいえば、さまざまな性暴力が認識されるようになり、法規制も一定程度進んできたにもかかわらず、性の売買の問題だけは、性暴

力かどうかのコンセンサスがなく、法規制も混乱の状態にあるからだ、ということになります。そのことを少し歴史的に振り返りながらお話しします。

1960年代から先進諸国で共通して起きた「第二波女性解放運動」、日本では「ウーマンリブ」とか「リブ」と言われますが、これが問題にしたのは、「プライベート」——私的ないし個人的——な関係における男女の支配・従属関係でした。

具体的には2つあります。1つは「家庭」とか「夫婦」という意味での「プライベート」な関係において、無償で行なわれる家事労働（家事、育児、介護など）、今日では総称して「ケア労働」と呼ばれますが、これを女性がほぼ一手に引き受けているということ、この問題を取り上げました。

無償の家事労働を、集団としての女性が社会的に担っていることについては、経済学における「家事労働」論から始まって、現在では「ケア論」に学問的な議論が引き継がれています。家庭内労働にジェンダー平等を要求するという主張は、社会政策のレベルにおいても、女性労働「保護」を超えて、男女ともに労働条件の改善や「男女共同参画」、保育・介護政策に影響を与えてきました。

もう1つは、女性の「性（セックス、セクシュアリティ）」の自己決定権が奪われているということ、つまり「性的」なことという意味での「プライベート」な関係に

おいて、権利の侵害が生じていることが提起されました。

日本は公娼制度を敗戦まで維持してきた国ですから、「パブリック」つまり公的な関係においても、女性の性の自己決定権は奪われてきました。それがなくなった後も、女性の性の自己決定権は奪われたままではないか、と第二波女性解放運動は問題提起しました。

最初の成果は、レイプ（強姦）や強制わいせつなどの性犯罪を、被害者の人権侵害であると再定義して刑法を改正することでした。これは、欧米の早い国では1970年代に達成されました。日本はようやく昨年、40年遅れでその方向へ一歩を踏み出しました。その次には、夫婦間暴力（DV）を、お互い様の「夫婦げんか」ではなく、女性に対する暴力ととらえなおして違法化し、犯罪と認めさせたり、職場のセクシュアル・ハラスメントを規制したりするという前進や成果を獲得してきました。

このように、女性の「性」に対するさまざまな侵害行為が暴力、犯罪、違法行為とされ、それへの法的規制が勝ち取られてきたにも関わらず、最後まで頑強に規制されずに残っているのが「性の売買」ではないか、と思われるのです。後に詳しく述べますが、性の売買には、売買春、性風俗営業、実写ポルノの制作などが入ります。

もっとも、日本には売春防止法がありますから、性の売買はまったく規制されてい

ないわけではありません。しかし、日本を、性の売買を禁止している国か、それとも容認している国かと問えば、むしろ容認している国に分類すべきではないかと思います。詳しくは、後でお話しします。

日本は、性の売買を容認した国だと言いましたが、そこで売り買いされるのは、ほとんどが女性の性です。性の売買は、売り買いされる個々の女性の「人権」を侵害するのではないのでしょうか。また、性の売買は、集団としての女性の地位を下げる、不平等を促進するのではないのでしょうか。この点はどう考えるべきでしょうか。

戦前の“貧しい”社会であった日本においては、公娼制度や従軍慰安婦制度などの性売買は、女性の性を収奪する不平等な行為であるという認識が、女性運動とか進歩的な人々の間にはありました。戦前の公娼制度などは、貧しい農村から親の借金代わりに少女が身売りされるといった、実質的な人身売買に基づいていましたから、人権侵害性は明白でした。

戦後には、売春防止法ができ、売春業者は処罰の対象となります。しかし売春防止法が禁止したのは「性交」を伴う売買春でしたので、女性に「性交」以外の性的サービスをさせる営業(性風俗営業)が乱立するようになります。その復活した性産業の中で、脱法的に「性交」をさせる営業も半ば公認されているのが現状です。それが、日本は性売買の容認国だと言ったことの理由です。

戦前との違いは、戦後は形式的な意味で男女の平等が達成され、経済的にも“豊かな”社会となり、必ずしも身売りや貧困だけが、女性が性産業に入る原因だとは言えなくなったことです。性産業で働く女性は、かつてのように身売りされた女性ではなく、「より豊か」な生活をするために、「自発的」にそこで働くことを「選んで」いるように見えるわけです。あるいは、自分の個性や能力や適性を活かし、社会的な承認を得るために、つまりは自己実現の方法として、性産業を「選んで」いるとも言われます。

1990年代半ばから今日までの「ジェンダー研究」においては、そうした“豊かな”社会を前提にして、女性が性産業で働くことは「セックスワーク」として承認し、その全面合法化を要求することが非常に有力になってきています。そこでは、かつての廃娼運動には、性を売る女性への差別意識があったとされ、「性の売買が女性の尊厳を害する」という主張を「当事者を傷つける差別言説だ」と批判されます。性の売買に関する正しい議論は、性産業の撲滅ではなく、その健全化であると言われます。

そういう状況があるからこそ、性の売買を取り上げることには、意味があるし、現代的な問題なのだと言えます。

□なぜ性の売買を取り上げるのか（3）

——対価型セクハラとの関係で

今、セクシュアル・ハラスメントを告発する、世界的な「#MeToo 運動」が広がっ

ています。きっかけとなったのは、アメリカで、30人以上ものハリウッドのスター女優やモデルが、ある1人の有力プロデューサーに「レイプやセクハラを受けていた」と告白したことです。

その後、耳を疑うような告白と告発がどんどん出てきました。例えば、アメリカの議会の複数の女性議員が「同僚の議員に被害を受けていた」ということを告白したり、複数のオリンピックの選手が非常に有力なトレーナーから長年にわたって性的虐待を受けてきたことを告白したり、といったことです。次から次へと、「私も、私も」として告白する動きが出てきたのです。

アメリカにおいてセクシュアル・ハラスメントが違法化されたのは、ずっと前のことで、1960年代のことでした。その時に、セクシュアル・ハラスメント違法化の法理論を構築した法学者、キャサリン・マッキノンさんは、#MeToo 運動を次のように評価しています。「法がなし得なかったことを成し遂げた」と。では #MeeToo 運動は何を成し遂げたのか。

1つは、「セクシュアル・ハラスメントの被害を訴える女性は嘘を言っている」という社会通念を打ち破ったことです。女性がセクハラ被害を訴えても、「まさか」とか、「何か加害者を陥れるためにそういうこと言っているのではないか」という猜疑心が、どうしても社会の中に一定ありました。これを打ち破った。もう「私も」

と言って被害を告白する人を、誰も嘘だと言えなくなった。被害を告白する側が、信用してもらえんという安心を持てるようになった。そういうような社会的な認識の転換を生み出した、ということが1つです。

もう1つは、「どんなに高い地位にある女性であっても、女性には自分の職や地位や立場等を守るために性的要求に応じざるを得ない場合がある」、そしてそういう「女性の状況を利用して性的交渉を持つことは、女性の人権侵害である」という幅広い認識をもたらしたことです。これは、「セクシュアル・ハラスメントを違法化する法律を定めるだけでは成し遂げることができなかった、巨大な社会認識の変化を生み出したのだ」と、こういうことを言っています。

セクシュアル・ハラスメントはどこでも起きる、人々が想像している以上に至る所にあるという認識、そして「それは許されないことなのだ」という認識が、日本でもこの度の「#MeToo 運動」によって飛躍的に高まったと思います。

セクシュアル・ハラスメントに対する認識がここまで深まったのだから、次は、「では性風俗産業が存在していることはどうなのか?」ということに社会の関心が向いてもよいように思います。「性の売買をこのまま放置しておいていいのか、それは女性差別ではないのか?」あるいは「女性の人権侵害ではないのか?」と。しかし、なかなかそうはなりません。

そのことを考える素材として、2年前のものなのですが、あるニュースを紹介したいと思います。ニュースのタイトルは、「“Hカップ格闘家”にセクハラ、プロレス団体が謝罪」というものです。それによると、「キラ☆アン」という名前で女子プロレスとグラビアの両方で活動している光星杏梨（みつほし・あんり）さんに対して、セクハラ行為があったとして、プロレス団体の代表が謝罪をした、というのです。以下、引用します。

「光星はキラ☆アン名義のツイッターで22日、『おっぱいさわらせてたら試合出してあげるとかデートしてくれたらいくら払うとか、いくら払うから2人きりでヌード撮影させてとか、やらせてくれたらいくら払うとか！断り続けてきたけど黙ってるのももう限界ですよー！！』と訴えていた。

これを受け、伊藤代表は25日に団体事務所ホームページで『このたびはキラアン選手への撮影及びプロレス興行へのオファーするに当たりまして、多大な誤解を招くさらには不快なメールを送信しました事、謝罪いたします。弊社といたしましては、会社としての正常な対応を履行せず、大人げない行動をしました件も同時に深くおわびいたします』と謝罪した。」

(<https://www.nikkansports.com/ente>

[rtainment/news/1609464.html](https://www.nikkansports.com/entertainment/news/1609464.html))

私は複雑な気持ちでこのニュースを見ました。キラ☆アンさんに対する「金を払うから性的な接触をさせろ」「金を払うからヌードの撮影をさせろ」という発言は、確かに典型的なセクシュアル・ハラスメントで、「対価型セクシュアル・ハラスメント」と呼ばれます。

ところで、「金を払って性的に触る」とか、「金を払ってヌードを撮影する」というのは、実は性風俗営業であり、ポルノ撮影であって、どちらも「合法的」な営業行為として認められています。

しかし、性の売買と対価型セクシュアル・ハラスメントは、買い手や加害者からみれば、いずれも「利益を与えるから性行為に応じろ」ということであり、本質的に類似しています。その意味で、性売買とは、“社会的規模で生じているセクシュアル・ハラスメントだ”ということもできると思います。ちなみに、もう1つの典型的なセクシュアル・ハラスメントに「地位利用型セクシュアル・ハラスメント」と呼ばれるものがありますが、それは強かん・強制わいせつに類似しています。

さて、性売買と対価型セクシュアル・ハラスメントの本質的類似性を理解すれば、現在のように性売買を職業として公認している状態は、セクシュアル・ハラスメントの加害者をますますのさばらせ、被害者を

ますます窮地に追い込んでいるのではないかと思います。なぜなら、性売買が職業として公認されていることは、「利益を与えて性行為を要求する」という対価型セクシュアル・ハラスメントの本質が公認されているのと等しいからです。「利益を与えて性行為を要求する」ことが正当な要求として公認されており、それに応じることが女性の職業として公認されているからこそ、そうした要求をされた個々の女性がそれを断ることが難しくなるのであり、断ることに男性優位社会から共感を得ることが難しくなっているのではないのでしょうか。

対価型セクシュアル・ハラスメントと性売買は「利益を与えて性行為を要求する」という点では同じなのに、なぜ一方は「許されない」性暴力で、他方は「合法的な営業行為」になるのでしょうか。2つを分けるものは何でしょうか？

対価型セクシュアル・ハラスメントと性売買を分けるものは、女性の「同意」だと思います。「同意」がなければセクハラで許されないけれども、女性の側が「同意」すればセクハラではなく、合法的な営業行為として認められるというわけです。

しかし、女性の「同意」を根拠にして、性暴力と性暴力でないものとを分けていいのでしょうか？ セクシュアル・ハラスメントやDVなどの性暴力は、それが「性暴力だ」と言われるずっと以前からありました。ずっとあったけれど、片や「恋愛のも

つれ」と言われ、片や「夫婦げんか」だと言われていました。男性上司からの性的なアクセスに女性は「同意」していたのだけれど、それが「もつれ」たのだと。妻は夫と婚姻を継続しているし、同居したままだから、夫からの一方的な暴力ではなく、お互い「合意」の上での「けんか」だと。基本的に両方とも女性の側に「同意」があったと見なされていました。

それが性暴力だとみなされるようになったのは、女性の「同意」の中に潜む権力関係が暴かれたからです。セクシュアル・ハラスメントは、「恋愛」のもつれなんかではない、そもそも「同意」も「恋愛」もなかったのだと。NOと言えなかっただけなのだということが明らかにされてきました。DVだって、多くの場合、経済的な自立が難しい妻が子どものことを考えて、耐え忍んで同居を続けていた訳で、逃げないから、被害を訴えないからお互い様の「けんか」ではない、「たとえ本人が離婚を申し立てなくてもDVはDVだ」というようになったのは、「同意」の中に潜む権力関係を暴いてきたからです。

「同意の中に潜む権力関係」の問い直しというのは、セクシュアル・ハラスメントとDVまでで終わっていいのでしょうか？ 現代の豊かな社会における性の売買も、一見女性の「同意」「自由な選択」に基づいているように見えるけれども、そこに働いている権力関係を暴き、その性暴力としての

性質を明らかにすべきではないのでしょうか？それがフェミニズムやジェンダー論の課題ではないのだろうかと思います。

もっとも、セクシュアル・ハラスメントが性暴力だと認められたから、次は性売買だ、とは簡単にはならないことも確かです。というのは、性売買は「産業」として存在しているからです。それも巨万の富が動く産業であり、経済構造の中に埋め込まれています。経済的な利益を得る側による、この問題を合理化・正当化する議論が、世の中では圧倒的に力を持っています。また、性産業のユーザーであり消費者である男性が、マスコミや政治家や警察官に多数派として存在しているのですから、世の中の風潮や議論状況は簡単には変わりません。逆に、変わることはありうるのか、変わる要因は何かありうるのだろうかと思ってしまう。

□「性売買」とは何か？——「性暴力」の1つとしてとらえる

いよいよ「性の売買」「性売買」とは何か、というところに入っていきたいと思います。

「性売買」とは、「ある人々が他人の性的な使用権を売買することだ」と言えます。「性的な使用権」とは、「他人の身体を性的に使用する権利」です。そんな権利があるのかと思われるかもしれませんが、性売買が合法化されているということは、そういう権利が売り買いされていることになる

と思います。

もっとも、性売買で売買される性的使用権は、一時的ですし、法律で許され、当該業者が指定する一定の範囲内で認められるものです。売春防止法で禁止されているため、「性交」のために他人の身体を使用できません。また、店によってどういう性行為ができるかは異なっています。

性別を明示的に言えば、「ある男性集団（つまり性産業に携わる人々）」が「別の男性集団（つまり使用者とか利用者とかユーザー、買春者）」に「女性の性的使用権を売買すること」、これが、女性差別、女性に対する暴力としての性売買です。具体的には、「売買春」と「性風俗営業」と「実写ポルノの制作」の3形態があります。

「性売買」は、まず「売買春」と「実写ポルノ」に大きく分かれます。「売買春」は、「狭い意味」のそれと「広い意味」のそれに分かれます。狭い意味の売買春とは、売春防止法が対象としている性交を行わせるものです。広い意味の、「風俗営業等適正化法（風営法）」が合法化している、性交以外の性行為をさせるものです。

なぜわざわざ狭義の売買春と広義の売買春という概念を立てて、売春防止法で禁止されている行為と風営法で合法化されている行為を、同じ「売買春」という言葉の下に括るのかと言えば、国際的には、両者とも“prostitution”という言葉の下に括られているからです。つまり性交をさせる狭

義の売買春も、性交以外の性交類似行為等をさせる広義の売買春も、ともに“prostitution”として同じ法的扱いを受けているのです。私もそれが本来の姿だと思うので、あえて狭義の売買春と広義の売買春という概念を立てて、同じ「売買春」という言葉の下に括弧することを提起しているわけではあります。

さて、私は、性売買を「性暴力（Gender Based Violence）」、ジェンダーに基づく暴力の1つとして位置付けています。性売買には、先ほど述べたように、（狭義の）売買春、性風俗営業、実写ポルノ制作がありますので、その3つすべてを性暴力だととらえています。

日本の政府も、「売春防止法の対象となる売春というのは、女性に対する暴力だ」と一応言っています。男女共同参画政策において、女性に対する暴力に取り組む中では、売買春も女性に対する暴力とされており、「売春防止法の厳格な適用をしていきます」とされています。しかし、性風俗営業や実写ポルノの制作は、女性に対する暴力には入っていません。

性暴力には、いろいろな種類があるわけですが、いろいろな種類の性暴力はお互いに連続し、強化し合っていると考えられます。「性暴力の連続体」という概念があります。さまざまな形の性暴力は、実は境界が曖昧であるし、しかもお互いがお互いを強め合っているということです。

スライドでは、全方向に矢印が付けてあり、相互に強化し合っていることが示されています。今日は時間の関係で、具体的にどのように相互に強化し合っているかの説明は省きます。

しかし、お互いに強め合っている中で、とくに性売買＝性産業の存在が要に位置しているということだけは指摘しておきます。いろいろな種類の性暴力は、お互いに単に横並びにあって、お互いに同じ強さで強化し合っているのではなくて、性売買が法的に行われている社会では、その存在が、ストリートにおける性暴力や、学校・職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、家庭における子供の性虐待やDVを、とても強く強化していると思います。

□「性売買」はいかなる人権を侵害するか （1）——性的人格権

では、性に関わる人権というものをどのように考えるべきでしょうか。

日本国憲法は、「国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と定めています（13条）。性に関する人権は、日本国憲法でどう位置付けられているのでしょうか。

実は日本国憲法には「性に関する人権」の規定は明文ではありません。「身体的権利」「人身の自由」はあるし（18条）、「思想・良心の自由」も定めがあります（19条）。しかし「性」については書かれていません。

ただ明文で書いていないからと言って、

性に関する権利を位置付けられないわけではありません。同じく13条に「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利」という表現が出てきますが、これは日本国憲法が保障している人権の総称だと捉えられています。そこで、憲法が制定された1946年以降の社会の変化によって生じてきた「新しい人権」は、そこに位置付けられると考えられています。これは裁判所も認めているところの憲法の理解の仕方です。

例えば、プライバシーの権利や、知る権利、環境権なども、憲法に明文の規定はないのですが、13条（場合によっては、プラスそのほかの条文の両方）に位置付けられると言われています。

新しい人権の中には、「人格権」と呼ばれる権利もあります。性に関する権利は、その中の「人格権」に含まれるのではないかと私は思います。「人格権」とは何かと言うと、「法的に保護される生活利益のうち、人間の人格と切り離すことのできないもの」を人格権と言います。人格権の範囲は、歴史的に次第に広げられてきています。代表的なものは身体、自由、名誉、信用、氏名、肖像などです。

「性」もまた、「人間の人格と切り離すことのできない」「法的に保護」されるべき「生活利益」と言えるのではないのでしょうか。ですから、それらに加えて、私は「性」が、新たに「人格権」の要素に加えられるべきだと思います。それを「人格権として

の性」、「性的人格権」と呼びます。

「性」については、「セックスワーク」論と呼ばれる考えがあります。それは、「女性が性産業で働くことをセックスワークとして承認すべきだ」という議論です。この議論は、事実上「性」を「労働」と同じように扱うことを求めます。

「労働（力）」は、現在、商品として売買されています。しかし「労働（力）」商品は人間に属しているので、その他の物質や有形物の商品と同じに扱うことはできません。そこで、労働を保護するための特別法、労働法体系があり、特別に保護されています。いずれにせよ、労働が売り買いされること自体が人権侵害とは、この世の中では考えられていません。この考え方を「性」にも適用し、「性も売り買いしていいではないか」というのが「セックスワーク論」です。

しかし私は、「性」を「労働」として扱うべきでないと思います。「性」は「労働」よりも「人格」的であって、「売買」の対象（商品）とされてはならない。売買の対象にされることによって侵害されるものではないかと思います。

□「性売買」はいかなる人権を侵害するか

（2）——女性の平等権

「性売買」の公認によって、もう1つ侵害される人権があると思います。それが「平等権」です。日本国憲法の14条に「性別その他の理由によって差別されない」という

規定があります。そもそも「差別」とは何か。判例・通説つまり日本の最高裁判所が取っている考え方や、学界のいちばん支配的な考えによると、「差別」とは、「ある集団の人々を不合理な、異なる法的取り扱いをすること」です。

しかし、この判例・通説の理解には異論もあります。それによると、「差別」とは、「ある集団の人々に社会的に劣った地位を押し付けること」となります。むしろ、こちらの方が、差別に関する一般的な市民感覚に近いのではないのでしょうか。

平等権を侵害する差別を、判例・通説ではなく、それに対する異論のように捉えるならば、女性の性的売買は性差別と言えないのでしょうか。なぜなら、女性の身体の性的な使用権を売買することは、女性を性的な使用価値で評価し、序列化することだからです。性売買は、女性を性的な売買の対象物・商品に還元することにつながるからです。そういう意味で、性売買は、女性に社会的に従属的な地位を押し付ける差別の行為ではないか、と思うのです。

以上を要するに、「性売買」がいかなる人権を侵害するかというと、2つありことになります。1つは、売り買いされる人の性的な人格権を侵害するからです。もう1つは、女性の平等権を侵害するからです。人格権の侵害に対する疑問として、本当に望んで性産業に入っていく女性の場合はどうなるのか、というものがあります。本人

が「自分の自由意思による選択だ」と言っているし、客観的な状況をみても、たしかにそう思える場合もあるかも知れません。しかし、その場合にも、平等権侵害の問題は残ります。たとえ本人がよくても、「集団としての女性の地位が下がる」ということです。

平等権の侵害に対する疑問としては、男性が売り買いされる場合はどうなのか、というものがあります。性売買では、まれに男性が売り買いされる場合もあります。とくに児童買春では、男性の割合つまり男児が売り買いされる割合は高まります。しかし、男性が売り買いされる場合も、業者は男性、買春者も男性です。したがって、男性が「社会的に従属的な地位を押し付けられている」とは言えません。ですから、平等権の侵害はありません。しかし、それでも売り買いされる人の「性的人格権が侵害されている」と言えます。

このように、性売買に対する人権論に基づく批判は、「人格権の侵害」と「平等権の侵害」の両方で捉えるということが、とても大切だと思います。

□「性売買」容認の戦後史——売春防止法と風営法の矛盾

以上、性売買がいかなる人権を侵害するか、という話をしてきましたが、現実には、日本は性売買を容認した国であり社会です。「日本は売春防止法で売春が禁止されているから、性の売買は禁止されているのでは

ないか」と思われるかもしれませんが。しかし、日本で禁止されているのは、性交を伴う性売買のみで、それ以外の性行為をする営業は合法なのです。

売春防止法は、「売春」と「買春」（売春の相手方となること、と表現されています）、業者の行為（売春を助長する行為、と表現されています）のすべてが禁止されています。しかし、処罰されるのは、そのうち業者だけで、売春と買春は不処罰です。ただし売春者が、他人を売春に勧誘する行為は処罰されます。

しかし、禁止されているはずの売買春も、風営法による「個室付き浴場」の合法化によって事実上黙認されています。「個室付き浴場」、通常「ソープランド」と呼ばれていますけど、そこで性交を伴う営業が行なわれていることは、料金体系を見れば明らかです。たまに警察が見せしめ的に業者を摘発したりしますが、事実上合法化されています。

性交以外の性行為をさせる広い意味での売買春は、「風俗営業等適正化法」で、「性風俗関連特殊営業」として合法化されています。各自治体の公安委員会に届け出を出し、営業時間とか営業場所とか、未成年を働かせてはいけないとか、そういった規制を守りさえすれば、合法的に行うことができます。

実写ポルノの撮影も、児童ポルノを除けば、言うまでもなく合法です。かつては疑

似セックスが多かったけれども、今日では実際に性交が現場で行われています。その意味で、本質的に売買春と変わりませんが、これも合法ですから、日本は基本的に「性売買容認社会」だと捉えられるべきでしょう。

戦前、日本には「公娼制度」つまり国家公認の買春制度がありました。日本は、これを自発的に廃止したわけではありません。日本国憲法がGHQの「押し付け」であるとするれば、公娼制度の廃止もGHQの「押し付け」です。それを廃止したのはGHQなのですから。

公娼制廃止後も、日本政府は抵抗して、赤線・青線という形で10年間、売買春を容認します。しかし、売春防止法（1956年成立、1958年完全施行）ができたことによって、性売買に終止符が打たれてははずでした。ところが、売春防止法はその後、骨抜きにされていきます。どういう形で骨抜きにされたかと言いますと、1つは先ほど申し上げた「個室付き浴場」の合法化です（1966年）。もう1つは、「性交させなければいいのだな」ということで、「性交類似行為」をさせる業者が続々と出てきたのですが、それを行なう性産業を全面合法化します（1984年）。

このように見ると、国家が管理した公娼制度の廃止がアメリカの押し付けだったのと同様に、民間営業としての売買春の廃止という売春防止法も、広い意味での日本の

民主化、男女同権化を進めた占領政策の一環にすぎないのではないか、つまりアメリカの「押し付け」にすぎず、「日本の国家意思」ではないと思わざるをえません。ですから、男女共同参画行政ではやると言っていますが、売春防止法を本当に厳格に適用する意思は日本の国家にはないのではないか、と私は思います。

日本政府は、こうして、社会やテクノロジーの進展によって、どんどん新しく登場する性産業の新業務を、後追的に承認することを現在まで続けています。その結果日本は、性売買に関して、「相矛盾する二元法体制」になっているように思います。1つは、売春防止法で、性交させる売買春、私が狭義の売買春と呼ぶものを禁止しています。しかし、もう1つ、風営法によって、性交類似行為をさせる売買春、私が言うところの広い意味での売買春や新しい性産業を合法化しています。

この2つの法は、私は整合しない、矛盾していると思います。売春防止法の「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」という立法趣旨に忠実に従えば、「性交類似行為」、とくに手淫・口淫をさせる営業は売春と同じく、「人としての尊厳を害」するし、「性道徳に反」するし、「社会の善良な風俗をみだす」と言えるので、国会は速やかに売春防止法を改正して、それらをさせる業者も処罰の対象にすべきだったのです。

実際、1966年のある裁判所の判決は、手淫行為、つまり手を使って客に射精させるという行為を、「売春の業務が業態を変えて脱法的に行われる」もの、あるいは「売春の業務に準ずる程度に著しく社会の道徳に反し、社会の善良な風俗を害する業務」であると正しく捉えて、そういう行為をさせるために働き手を募集したり、働き手の女性を派遣したりする行為は、職業安定法や労働者派遣法に違反する行為だとして処罰すべきだとしました。

日本の裁判所は、売春防止法の方が性売買に関する基本的な立法なので、その立法趣旨に照らせば、性交類似行為をさせる営業活動は、職業安定法や労働者派遣法が言うところの「公衆道徳上有害な業務」だと認定して、募集・派遣行為を処罰の対象にしているのです。

この裁判所の考え方に従い、国会は、手淫・口淫などの売春類似行為も禁止し、それをさせる業者を処罰するよう、売春防止法を改正・強化していくべきなのです。

□法改正の課題——買春者処罰法を紹介しながら

私は性売買に関する法律の改正には、3つの課題があると思います。1つ目は、「短期」的課題です。すぐにやるべきなのは、売春防止法の脱法行為として認められている「個室付き浴場」を合法化している風営法の規定を削除することです。次に、性交類似行為を合法化している風営法の規定つ

まり性風俗関連特殊営業を削除し、それを売春防止法の禁止対象に含めることです。そして、それらができれば、最後に長期的課題として、買春者を処罰するように売春防止法を改正・強化することです。

ここで、買春者を処罰するという、ヨーロッパの新しい性売買規制法についてお話ししたいと思います。それはスウェーデンで誕生し、次にノルウェーで採用されたことから、「北欧モデル」とも呼ばれます。近年フランスとカナダでも採用されました。これは、「他人の性的使用権を売り買い〈する〉」という行為を犯罪行為として処罰する法律です。売り買い〈される〉人は、いかなる処罰も受けず、保護と支援の対象にされます。

スウェーデンでは、もともと業者は処罰の対象になっており、その点では日本の売春防止法も同じですが、北欧モデル立法の新しさは、他人の性を「買う」という行為も、処罰の対象にしたことです。1999年から施行されています。

性売買で、業者と客に売り買いされる人は、「権利を侵害された人」として、「権利の回復」と「社会統合」——社会の中に復帰する支援——の対象になります。職業訓練であるとか、トラウマケアの対象になるのです。

□終わりに——学生の人権との関係で

今日は大学の人権担当の教員や職員の方々が参加されているということですので、

大学生の人権という観点から、今日の話はどう受け止めていただきたいか、ということについて最後に申し上げたいと思います。

冒頭のごあいさつで、三成先生が、若い女性がAV出演強要の被害にあっていることに触れられました。実は首都圏では、現役の大学生が被害に遭うケースも複数生じております。報道にはなりません、被害者の相談支援をほぼ一手に引き受けているNPO団体の役員をしている関係上、学生が被害に遭っているケースが複数あることを承知しております。

アダルトビデオの制作会社は東京に集中していますので、関西でそれに巻き込まれる被害者は少ないです。でも、性風俗営業で働く学生は一定おります。性風俗産業で働く学生が、そこで暴力や望まない性行為の強制・強要を受けることは十分に考えられます。あるいはブラックな働かされ方をして学業に支障を及ぼす学生もいるでしょう。

そうした学生から、被害相談とか、生活、学習支援の相談などを大学が受けることもあるでしょう。そういう場合には、学生の人権の立場から相談支援に当たることが重要だと思います。それは、性売買は性暴力である、という視点に立つ、ということです。だとすれば、相談にきている学生は、性暴力の被害者であり、サバイバーであることになります。決して、犯罪や非行に手を染めているとか、「ふしだら」な女性と

して接することは許されません。セクシュアル・ハラスメントの被害者と同じなのです。

また、買春する男子学生もいるでしょう。「ホモソーシャル」な関係に支配されたサークルや部活動で、集団で買春することもあるはずです。性売買が性暴力であるなら、買春は性暴力の加害行為です。それは人の尊厳を害し、両性の平等を損ねる差別の実践です。そうした観点から、学生を指導していくことも、若者の教育にあたる大学のこれからの課題になるでしょう。どうもありがとうございます。

司会：

はい、どうもありがとうございます。

今のご講演は、「日本は性売買を容認している国である」こと。そして、性産業と性犯罪ですね、レイプとか強制わいせつといった家の外での性犯罪、そして職場や学校での性暴力、セクシュアル・ハラスメント、そして家の中でのDVという4つの暴力が密接に結びついており、大学の立場から言うとセクシュアル・ハラスメントといった性暴力がなくなる1つの重要な要因として、性産業が容認されていることにあるのではないかと…ということを考えさせられる位置付けでした。

そうすると、最後のところが我々大学人にとって非常に重要なご示唆だったろうと思いますが、大学生が性風俗産業で働いて

いる。その時に「これは私が決めたことだ」、つまり自己決定だとして、「だから構わないじゃないの、放っておいてください」ということで、大学が放置するのではなくて、その行為自体がやはり人権問題であると。そして、「あなた自身が良くても、あなたが属する性、例えばそれが女性であれば、女性という性の存在そのものを貶める結果にもなるのだ」といったことも理解させていく、そういう責務が大学にはあるのではないか。そういうご指摘も頂いて、今の日本の売春防止法と風営法の二重構造ということについてもご指摘がありました。

何か先生の方から、追加で一言二言、お言葉はございますでしょうか。

中里見：

性の売買を法律によって規制するというと、両極端の批判を受けることがあります。一方で「法律万能主義ではないか」という批判を受けます。他方では「法律無能主義」つまり「法による取り締まりなど無駄だ」という批判を受けます。後者の批判によると、性売買は人間の、正確には「男性の」と言うべきでしょうが、「本能」に基づいている行為なのだから、「なくせないものを法律によって規制しよう」とすると、結局問題を地下に潜らせるだけではないか」となります。

こういった批判に対して、スウェーデンの政策文書は次のように言っています。「法

律は、性の売買と闘う広範な政策の一部である」と。つまり、買春者処罰法と呼ばれる北欧中心の新しい性売買規制法は、決して「法律万能主義」ではありません。かといって、当然ですが法律には何もできないという立場でもありません。それは、法律は重要な役割を果たすが、法規制だけでは成功しないという立場です。法規制とともに不可欠なのが「教育と福祉」だと言われています。

ですから、売春防止法の改正・強化にも不可欠なのは、新たに買春者を処罰することとあわせて、「教育規定の新設」と「福祉規定の大幅拡充」です。

男性は買春を性的な行為としてしますが、女性は圧倒的に経済行為としてやっています。背景には、女性が経済的に自立しにくいという社会構造があるからです。ですから、福祉支援、職業訓練、そして経済の平等を推し進めることが不可欠です。

そして「教育」。今の学校や家庭において、男女を問わず子供や若者に対して、性の売買にどう対処すべきか、ということは、ほぼ話題になることはないと思います。しかし、性売買が性暴力の一形態であるならば、「人権と平等」の観点から、この問題についても教えるべきだと思います。セクシュアル・ハラスメントやDVについての人権教育が、大学で一定程度なされているのと同じ意味で、性売買についても考え、教えることが、大学教育のこれからの課題の一

つとしてあるだろうと思います。

司会：

ありがとうございました。日本が性売買を容認する社会であるというのは、非常に重要で深刻な問題で、そういう社会の中で慣れ親しみますと、性別を問わず男性も女性も「性を買う」ことに抵抗がない、抵抗がないということは性そのものを非常に軽んじる、「尊厳としての性」という認識が非常に乏しくなってしまう。それは非常に重大な問題で、私達は大学に籍を置くものとして、やはり教育や授業、或いは講習会、或いはさまざまなカウンセリングの中で、性というものが、「男性の性も女性の性も、或いは性的マイノリティの性も、他者との関係の中で尊厳を持って尊重されるべきだ」ということを常に語る、そして考えてもらうことをずっと進めていかなくてはいけないのではないかという風に、今回のご講演を聞きながら強く感じました。

「売買の対象になるものではないんだ。それはあくまで人格権だから、性というのは普通の労働とは違うんだ。」というのが、今回の中里見先生の非常に強いメッセージであったのではないかと思います。こうした「性は売買の対象ではない」ということを男子学生が理解していけば、社会に出た時に性風俗産業に強制的に向かわせるといったようなハラスメントもなくなっていくでしょうし、それは女性にとっても男性

にとってもより良い社会が築かれていくの
ではないか、と思います。

今日はいろんな点で、法律のお話を中心
でしたけれども、考えさせて頂ける講演を
頂きました。中里見先生、本日はどうもあ
りがとうございました。

では、本日の研修交流会はこれで終わり
ます。ありがとうございました。

活 動 記 録

2017年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告

○2017年度総会及び記念講演会

日 時：2017年5月13日（土） 13：00～15：30

場 所：奈良大学 本部棟4階 大会議室

総会 13：00～13：50

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事
 - ア. 2016年度活動報告
 - イ. 2016年度会計報告
 - ウ. 2016年度会計監査報告
 - エ. 役員改選 議長から説明、承認
 - オ. 2017年度新役員紹介
 - カ. 2017年度新会長挨拶
 - キ. 2017年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - ク. その他
5. 閉会

記念講演会 14：00～15：30

講 師：一般社団法人ソーシャルメディア研究会 チーフ研究員
京都府警 ネット安心アドバイザー・リーダー
NPO法人 奈良地域の学び推進機構 理事
石川 千明 氏

演 題：「ネット社会と大学生の人権～スマートフォン・インターネットに
潜む危険～」

参加人数：55名

○第1回幹事会

日 時：2017年9月21日（木）

（メールによる持ち回り審議）

議 事：

【審議事項】

1. 2017年度講演会の開催について

【報告事項】

1. 行事日程及び幹事会日程

○第2回幹事会

日 時：2017年11月25日（土） 13：30～13：55

場 所：奈良女子大学 コラボレーションセンター2階 応接・会議室

議 事：

【審議事項】

1. 研修・交流会の開催について
2. 2017年度 研究報告編集について
3. その他

【報告事項】

1. 会費について
2. 過去の研究報告及び関係書類の廃棄について
3. 今後の予定について
4. その他

○2017年度講演会

日 時：2017年11月25日（土） 14：00～15：30

場 所：奈良女子大学 コラボレーションセンター3階 Z306教室

講 演 者：市民共同法律事務所 京都弁護士会所属弁護士

吉 田 容 子 氏

演 題：「ハラスメントの防止及び被害回復のために大学がなすべきこと」

参加人数：40名

○第3回幹事会

日 時：2018年2月17日（土） 13：00～13：55

場 所：奈良女子大学 コラボレーションセンター2階 応接・会議室

議 事：

【審議事項】

1. 新旧合同幹事会の開催について
2. 2018年度総会 及び 記念講演会の開催について

【報告事項】

1. 幹事校における人権に関する取組の紹介・意見交換

○2017年度研修・交流会

日 時：2018年2月17日（土） 14：00～15：30

場 所：奈良女子大学 コラボレーションセンター3階 Z306教室

講 演 者：大阪電気通信大学 工学部教授

中 里 見 博 氏

演 題：「性の売買と人権」

参加人数：28名

○新旧合同幹事会

日 時：2018年4月21日（土） 13：00～13：50

場 所：奈良女子大学 本部管理棟3階 第1会議室

議 事：

【審議事項】

1. 2018年度総会及び記念講演会について
2. 2017年度活動報告について
3. 2017年度決算報告について
4. 2018年度会長校及び役員大学の選出について
5. 2018年度事業計画（案）及び予算（案）について
6. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. その他

2017年度 奈良県大学人権教育研究協議会役員名簿及び連絡先

役職名	氏 名	大 学 名	所在地（事務担当連絡先）
会 長	今 岡 春 樹	奈 良 女 子 大 学	〒630-8506奈良市北魚屋東町 TEL:0742-20-3204 FAX:0742-20-3205
事務局長	三 成 美 保	奈 良 女 子 大 学	〒630-8506奈良市北魚屋東町 TEL:0742-20-3204 FAX:0742-20-3205
副 会 長	平 田 博 也	奈良芸術短期大学	〒634-0063橿原市久米町222 TEL:0744-27-0625 FAX:0744-27-0433
幹 事	宮 下 俊 也	奈 良 教 育 大 学	〒630-8528奈良市高畑町 TEL:0742-27-9106 FAX:0742-27-9141
幹 事	渡 辺 一 城	天 理 大 学	〒632-8510天理市柚之内町1050 TEL:0743-63-9001 FAX:0743-63-1264
幹 事	藤 本 眞 一	奈良県立医科大学	〒634-8521橿原市四条町840 TEL:0744-22-3051 FAX:0744-25-6211
幹 事	平 林 春 行	白 鳳 短 期 大 学	〒636-0011北葛城郡王寺町葛下1-7-17 TEL:0745-32-7890 FAX:0745-32-7870
幹 事	垣 内 喜代三	奈良先端科学技術 大 学 院 大 学	〒630-0192生駒市高山町8916-5 TEL:0743-72-5100 FAX:0743-72-5080
監査委員	尾 上 正 人	奈 良 大 学	〒631-8502奈良市山陵町1500 TEL:0742-41-9505 FAX:0742-41-0650
監査委員	吉 田 明 史	奈 良 学 園 大 学 奈良文化女子短期大学部	〒631-8523奈良市中登美ヶ丘3-15-1 TEL:0742-93-5433 FAX:0742-95-9850

資 料

結 成 宣 言

部落問題は、我国の最も重大にして深刻な社会問題であり、人権侵害の社会的現実として存在する。しかし、まだ多くの国民は、この現実を知らないし、また知っていても関わりを持ちたがらない。それらがいまでも差別を存続させている。近代日本の歴史は、これまでの思想や学問、教育のなかに差別的な体質をもちつづけてきた。そのなかで部落差別や人権侵害の社会的存在をあきらかにしてきたのは、それへの苦闘をかさねた部落解放運動の歴史的なたたかいであった。それゆえに、部落差別についての正しい認識と解決への意欲なしには、日本文化を理解し、日本人として人間を解放することはできない。

とりわけ、全国水平社の発祥地、奈良県では、戦後いち早く、長欠不就学児童生徒のきびしい差別の現実には教師たちは直面し、1952年から同和教育への取り組みをはじめた。今日では全国の幼、小、中、高校において、教育権の保障、進路保障および差別を許さない人間形成の教育実践が推進されている。また、1983年には、全国大学同和教育研究協議会が結成されたが、本県においてもようやく本協議会の結成を見るにいたった。奈良県内の大学では、これまでも数多くの差別事件が起こっており、その解決に向けて今後いっそうの研究と教育に対する充実整備への取り組みに努力しなければならない現状にある。それには、これまで大学の体制の中に、むしろ差別を温存助長してきた体質の側面をもっていたことを素直に認めなければならないであろう。

本来、大学が果たす教育や研究の社会的使命と役割には、部落差別の解消という国民的課題に応える義務があり、また、学生に同和教育を正しく位置づけ推進するという課題をもっている。そのためには、一人ひとりの大学教職員が部落差別の解決をみずからの問題ととらえ、これと取り組むことから始めなければならない。さらには、障害者、民族、性、生活習俗などのあらゆる差別問題の解決に、それぞれの立場から研究と教育の実践にむけていく必要がある。ここでは、当然、各自の専門専攻分野の枠をこえ、社会の現実に向けた研究、教育への態度と努力が求められているのである。しかも大学は、学生に対して、人権尊重の精神と差別を許さない人格形成への教育を推進するため、人権問題の研究室や専門科目の設置など条件の整備充実を早急に図ることが迫られている。同時にそれは、差別と人権の学問研究を通して、大学における専門とはなにか、学問とは

なにか、大学とはなにか、と問われているのである。

さて、いまや日本は国際人権規約を批准した国となった。それはいかなる国家の国民に対しても、国籍や性別をこえ、一人の『人間』としてとらえ、その人権を保障するものである。したがって、部落差別をはじめ人間に対するさまざまな人権問題をとらえ、その解決に取り組むことは、まさに大学においても国際的課題なのである。

われわれ大学教職員は、研究と教育の推進にたずさわると同時に、また、一つの『人間』として差別解消に取り組む連帯の輪をひろげ、人権尊重の思想・文化・学問などの研究交流や共同研究の場をつくりあげねばならない。さらには、大学はその使命として人権問題研究の条件整備をはかり、国際的視野にたった学生の人格形成への教育に努めなければならない。いま、それは大学の果たすべき役割として緊急にせまられている課題である。

本日の結成総会において、われわれは決意を新たにし、これらの課題にむけて前進することを宣言する。

1986年12月22日

奈良県大学同和教育研究協議会結成総会

奈良県大学同和教育研究協議会の名称変更について

平成16年5月22日の第19回総会において、奈良県大学同和教育研究協議会の名称が、奈良県大学人権教育研究協議会と変更されることが決定しました。

今後、奈良県大学人権教育研究協議会として、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進していきます。

2004年5月22日

奈良県大学同和教育研究協議会第19回総会

奈良県大学人権教育研究協議会 会則

第1条（名称及び事務局）この会は、奈良県大学人権教育研究協議会といい、事務局を会長の指定する場所におく。

第2条（目的）この会は、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進することを目的とする。

第3条（構成）この会は、前条の目的に賛同し、人権教育を推進する大学で構成する。

第4条（事業）この会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 人権教育の内容・方法の研究成果ならびに実践の交流
2. 研究会、講習会の開催
3. 調査・研究ならびに資料の刊行
4. その他、目的達成に必要な事項

第5条（機関）この会に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他、必要に応じ機関をおくことができる。

1. 総会

総会はこの会の最高議決機関であり、加盟大学で構成し、年度毎に開き、次の事を行う。

- (1) 会務・決算の報告と承認
- (2) 活動方針・予算の審議と決定
- (3) 役員の決定
- (4) 会則の決定及び改廃
- (5) 幹事会等に付託する事項
- (6) その他必要な事項

必要に応じて、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

2. 幹事会

幹事会は、会長、副会長、事務局長、及び幹事で構成し、次のことを行う。

- (1) 総会が認めた事項の執行
- (2) 緊急を要する事項の執行（この場合、総会に報告しなければならない。）
- (3) その他必要事項

第6条（役員及びその任期）この会の運営にあたるため、次の役員をおき、任期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 幹事 若干名
監査委員 2名

第7条（役員の任務）役員の任務は次のとおりとする。

会 長 この会を代表し、会務を統括する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

事務局長 この会の業務を処理するとともに、この会の会計をつかさどる。

幹 事 この会の事業の執行にあたる。

監査委員 この会の会計監査を行う。

第8条（役員の選出）役員は、総会の承認を得て決定する。

1. 幹事及び監査委員は、総会で選出する。

2. 会長、副会長、事務局長は、幹事のなかから選出する。

第9条（会計）この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会計については別に定める。

第10条（会計年度）この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（会議）この会の会議は、会長が招集する。但し、幹事会の決議のある場合は招集しなければならない。

1. この会の総ての会議は、構成大学の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第12条（加入）この会に加入しようとするものは、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（会則改正）会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、1986年12月22日より実施する。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、2004年5月22日より実施する。

奈良県大学人権教育研究協議会 加盟大学・短期大学一覧表
(順不同)

No.	大 学 名
1	奈良女子大学
2	奈良教育大学
3	天理大学
4	奈良県立大学
5	奈良県立医科大学
6	帝塚山大学
7	奈良先端科学技術大学院大学
8	畿央大学
9	奈良学園大学
10	奈良大学
11	天理医療大学
12	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部
13	奈良芸術短期大学
14	白鳳短期大学
15	奈良佐保短期大学

編 集 後 記

奈良県大学人権教育研究協議会は、部落問題に端を発する同和教育を推進することを目的に設立されました。現在では15の大学・短大を構成校とするに至り、同和教育の成果を踏まえて、さらに広く全ての人権問題を課題として取り上げ、大学における人権教育をさらに推進してゆくことを目的としています。また協議会での主な活動として、毎年度、学生や教職員にとって身近で具体的な人権問題をオムニバスのテーマ化し、構成校が自由に聴講できる講演会を年数回開催しています。

本年度の最初となる5月の記念講演会では、「ネット社会と子供の人権～スマートフォン・インターネットに潜む危険～」の題目でお話いただきました。

いわゆる「スマホ」の爆発的な普及と共にコミュニケーションとネットモラルに関するトラブルが増加しており、特に低年齢層の子供たちのネット依存については、マズローの欲求5段階説でいう「生理的欲求」「安全欲求」「社会的欲求」「尊厳欲求」「自己実現欲求」これらすべてを、オンラインゲームやSNSで満たすことができる環境であるため、ネット以外に興味・関心が広がらなくなってしまう、“リアルに戻って来られない”子供が増えている現状をご説明いただきました。また、2000年以降、日常の中に当たり前のようにインターネットが存在している時代に生まれた子供たちは「デジタル・ネイティブ」と呼ばれ、“ネットはリアルの延長線上”“ネットとリアルは一緒”と表現する彼らには、インターネットの怖さが伝わりにくいことが指摘されました。

小中学校から依存させないためのルール作りや、家庭環境などをしっかりと整備していなければならない。“こんな大人になりたいな”ということを我々大人がしっかり示していく必要がある、との言葉に、教育に携わる者として大変な重みを感じました。

2回目となる11月の講演会では、「ハラスメントの防止及び被害回復のために大学がなすべきこと」の題目でお話いただきました。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどと呼称される人権侵害行為が社会的にも認知され、また大きく問題視されるようになっている昨今、大学という環境の中で生じるこのようなハラスメント、とりわけアカデミック・ハラスメントについても数多の被害が報告されています。特に、ゼミや大学院の研究室は閉鎖的であり、指導教員が研究室で学生にわいせつな行為を強いたことが時たまに表に出てくるように、ハラスメン

トが発生しやすい環境を内包していることを大学側はしっかり自覚し、また対策する必要性があるでしょう。

大学として、学生や教員（特に研究の場で影響力の強いベテランであればあるほど！）に対し、「如何に身近なところでハラスメントが起こっていて、学生或いは同僚が傷ついているのか」をしっかりと伝え、そして適切に指導していくことが、彼らが自分自身のものであるとしてハラスメント問題を捉え直し、間違いだらけの常識を改めていく重要なきっかけになると感じました。

年が明けて2月の研修・交流会では、前回に引き続きセクシャルなテーマを取り上げることとして、「性の売買と人権」というテーマでお話いただきました。

日本が性売買を容認する社会であり、それが非常に重要で深刻な問題を孕んでいるということ。そういう社会の中で生活していると、性別を問わず男性も女性も「性を買う」「性売る」ことに抵抗がなくなってしまう。抵抗がないということは、性そのものを非常に軽んじ、「尊厳としての性」という認識が非常に乏しくなってしまう。この悪循環はもっと重要視される大きな問題であることが、具体例と共に解説されました。

我々教育に携わる者は、「男性の性も女性の性も、或いは性的マイノリティの性も、他者との関係の中で尊厳を持って尊重されるべきものである」「性は売買の対象になるものではない。それはあくまで人格権であり、性というのは普通の労働とは根本的に違うものである」ということを、常に語り、また籍を置く各員に常に考えさせる取り組みを、もっと、そしてこの先もずっと進めていかなくてはいけないということを強く感じました。

若い学生たちが「性は売買の対象ではない」という本質を理解し、彼らが成長していくにつれて、社会全体の中で性に関するハラスメントも減っていくでしょうし、それは女性にとってだけでなく男性にとっても、より良い社会が築かれていくことに繋がるのではないかと思います。

以上、今年度は、近年増加傾向にある諸問題を取り上げてきましたが、我々事務局としても大変勉強になりましたし、構成各校に於かれまして是非積極的に大学運営にご活用いただきたい貴重なお話ばかりでした。

この場をお借りして、ご協力・ご支援いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年度事務局長 三 成 美 保

発 行 奈良県大学人権教育研究協議会

発行年月 2018年7月

事務局 奈良女子大学

〒630-8506 奈良市北魚屋東町

TEL 0742-20-3204

印 刷 株式会社 明新社

〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地

TEL 0742-63-0661